

社会保障審議会年金部会（第10回）

平成20年7月2日（水）10時～12時

於：東海大学校友会館「阿蘇の間」

議 事 次 第

1. 開会

2. 議事

（1）平成16年改正後の残された課題について

（3）その他

3. 閉会

社会保障審議会年金部会（第10回） 配付資料一覧

資料1 無年金・低年金等に関する関連資料

資料2 子育て世帯の就労状況及び経済的負担に関する資料

資料3 第3号被保険者制度とこれを巡るこれまでの議論の整理等

資料4 年金部会におけるこれまでの議論の整理(案)

資料5 委員からの意見書

資料6 経済財政改革の基本方針 2008 ～開かれた国、全員参加の成長、環境との共生～ （平成20年6月27日閣議決定）抄

無年金・低年金等に関する関連資料

- 未納・未加入に関する資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1～
- 無年金・低年金に関する資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13～
- 諸外国の最低保障制度に関する資料・・・・・・・・・・・・・・・・ P 25～
- 社会保障制度における低所得者への負担軽減措置・・・・・・・・ P 29～
- 国民年金の所得比例制の検討経過、導入する場合の論点・・・・ P 31～

公的年金制度の加入状況等について

《公的年金加入者の状況（平成18年度末）》

- 未納者（平成18年度末までの過去2年間の保険料が未納となっている者）は約322万人、未加入者は約18万人。

公的年金加入対象者全体の約95%は保険料を納付(免除及び猶予を含む。)している。

※ 未納者と未加入者を合わせた約340万人は、公的年金加入対象者数の4.8%。

(7,059万人)					
公的年金加入者 (7,041万人)					
第1号被保険者 (注1) 2,123万人			第2号被保険者 (3,839万人)		(注1) 第3号被保険者 1,079万人
↑	↑	免除者320万人 特例者・猶予者 208万人	保険料納付者	厚生年金保険 (注1) 3,379万人	共済組合 460万人 (注4)
未納者 322万人 (注3)			}		
第1号未加入者 18万人			340万人		

(注2)

(注1) 平成19年3月末現在。第1号被保険者には、任意加入被保険者(32万人)を含めて計上している。

2 公的年金加入状況等調査の平成13年結果及び平成16年結果を線型按分した推計値。

3 未納者とは、24か月(17年4月～19年3月)の保険料が未納となっている者。

4 平成18年3月末現在。

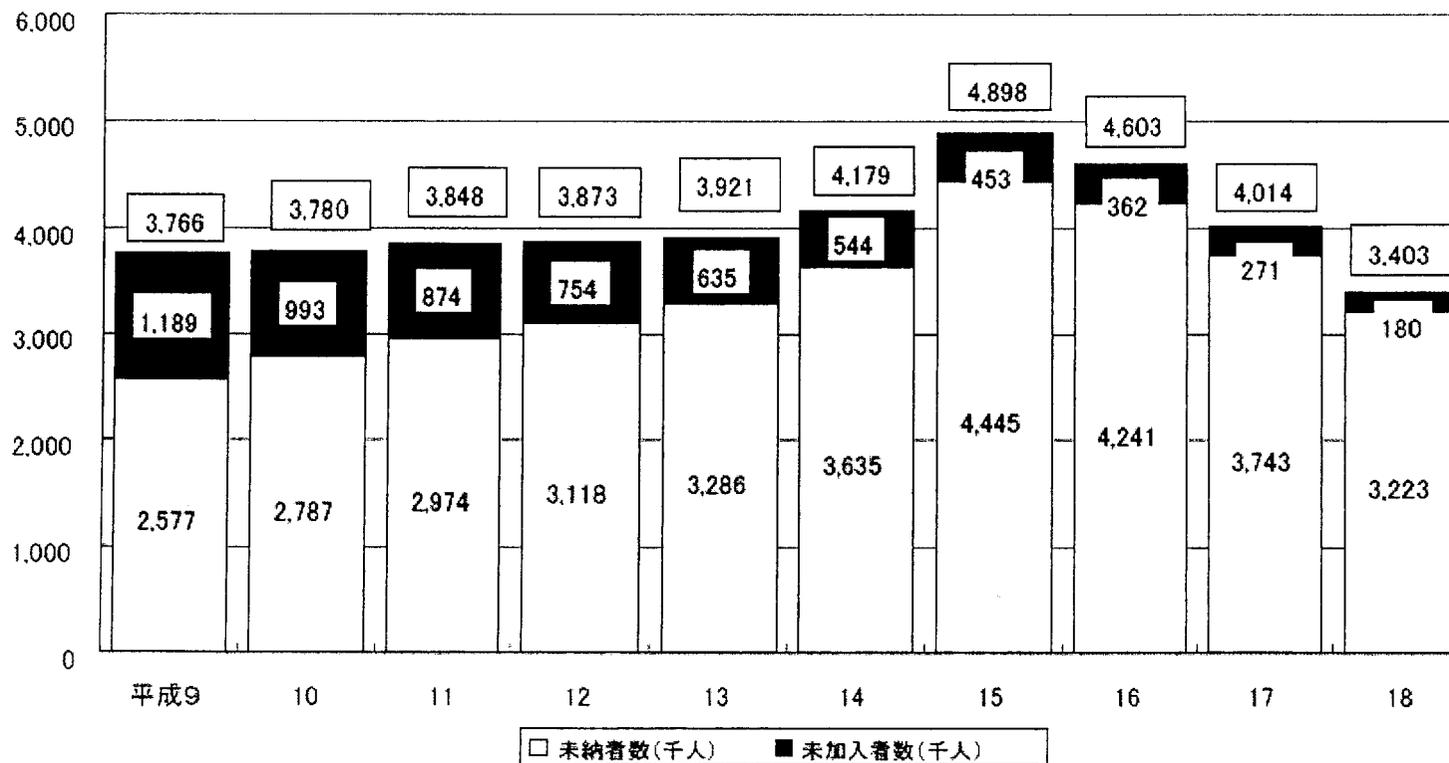
5 ()内は、時点が異なる数値を単純合計して得られた暫定値。

【資料出所】

「平成18年度国民年金保険料の納付状況
と今後の取組等について」(社会保険庁)

公的年金制度における未加入者・未納者数の推移

○ 近年、未加入者・未納者数は減少。



注) 未納者とは、過去24か月の保険料が未納となっている者である。

注) 平成17年度の未納者数は、不適正な免除手続の影響を排除した数値である。

注) 平成10、13及び16年度の未加入者数は、公的年金加入状況等調査による。他の年度の未加入者数は、これらの年度から単純に線型推分したもの。

【資料出所】

「平成18年度国民年金保険料の納付状況
と今後の取組等について」(社会保険庁)

国民年金の未加入対策

○ 以下のようなこれまでの対策により、平成9年度において119万人であった未加入者が、平成18年度では18万人と、着実に減少。

1. 制度未加入者への対策

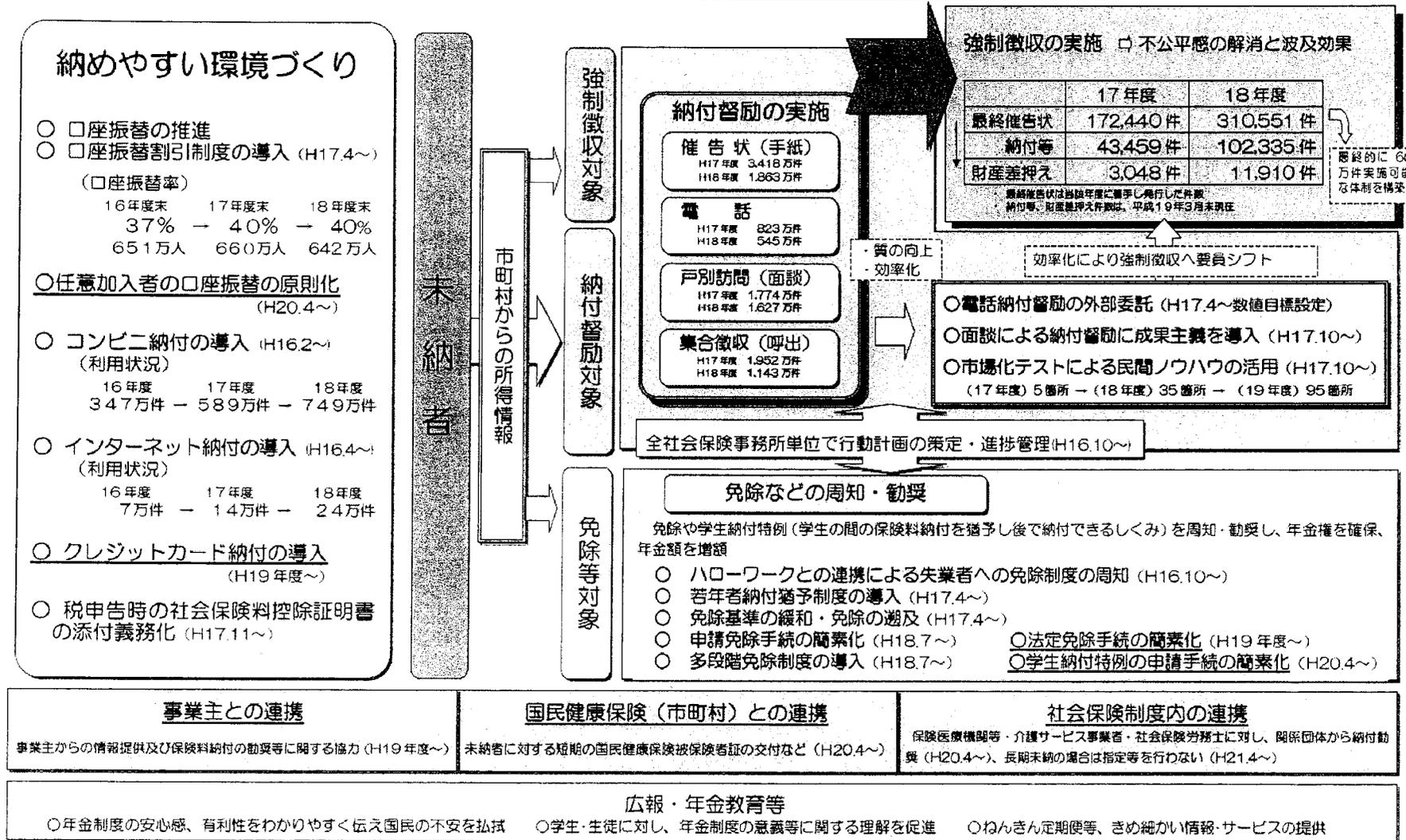
- (1) 20歳になった者全員に国民年金加入の通知をした上で、届出がない場合には職権で国民年金を適用(平成7年度～)
- (2) 住基ネットを活用した未加入者の把握
住基ネットを活用し、34歳到達時点等における未加入者の把握を行い、加入の届出勧奨を実施(今後実施予定)

2. 転業転職による年金制度間での移行の際の対策

- (1) 企業を退職後、国民年金の届出がない者に、届出用紙を同封した通知を送付(平成10年度～)
届出がない者には職権で国民年金を適用(平成17年8月～)
- (2) 国民年金の資格喪失後、厚生年金への加入の届出がない者に対する通知(平成18年度～)
- (3) 職業安定所との連携により、失業者に対する種別変更手続きの周知を徹底(平成16年10月～)

国民年金保険料の未納対策①

納付率向上に向けた戦略



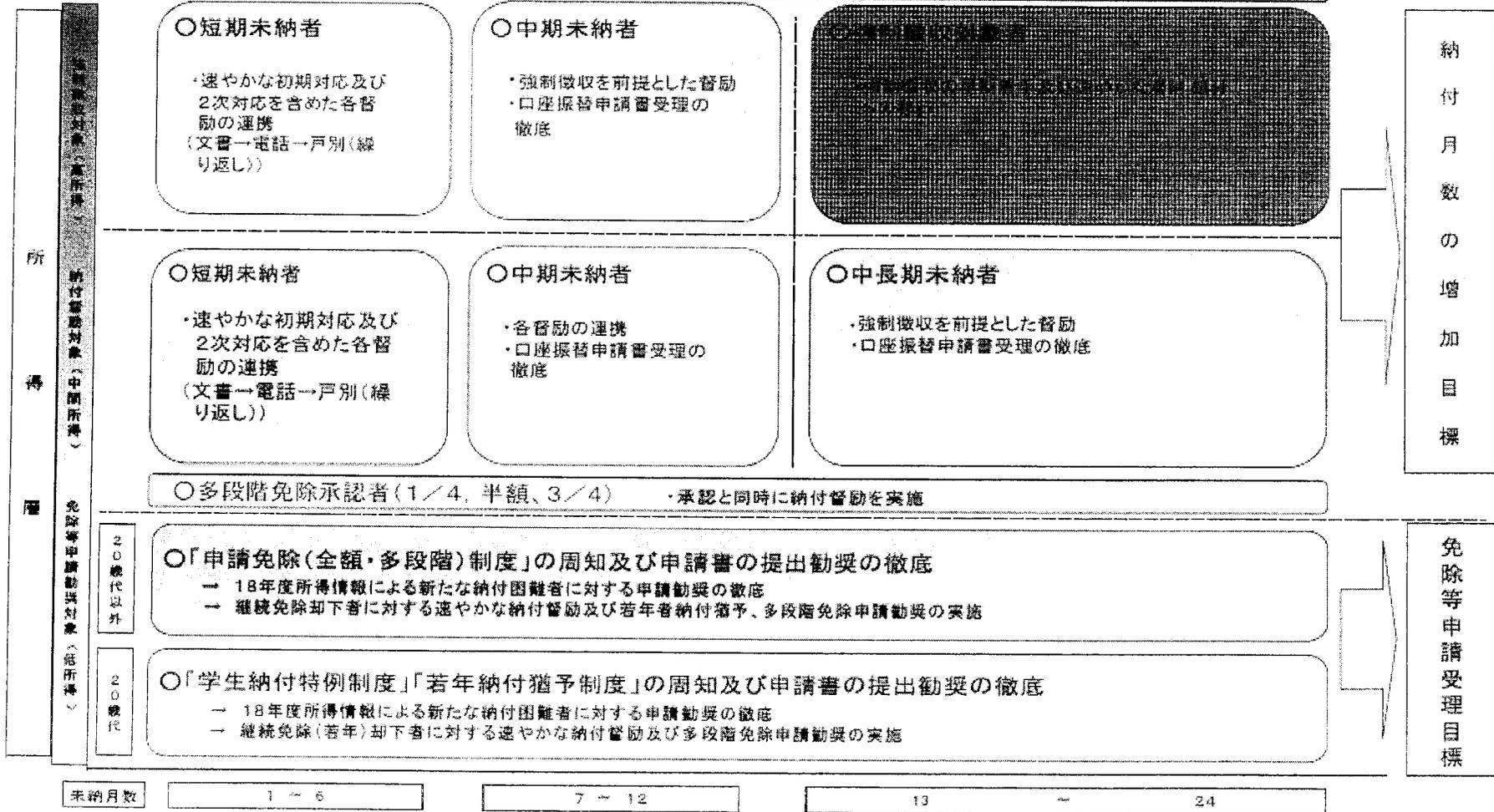
※下線部は、今般法律等により新たに措置した事項

【資料出所】
「納付率向上に向けた戦略」(社会保険庁)

国民年金保険料の未納対策②

納付率の向上及び未納者数減少への取組（概念図）

所得層、未納期間、年齢、督促事蹟等の属性別に未納者数を把握



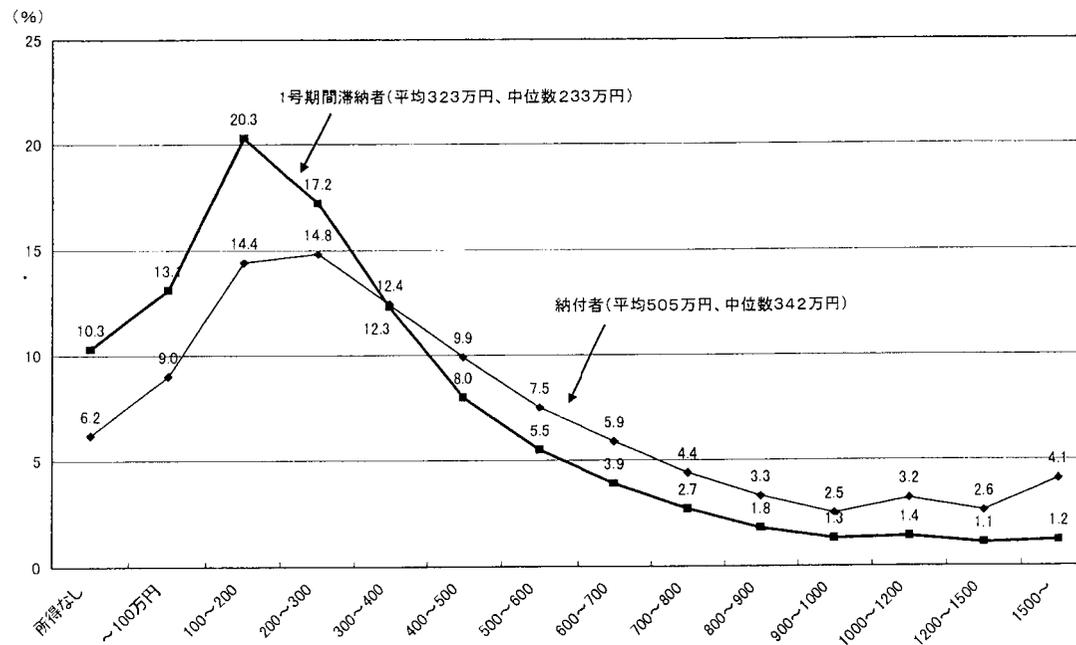
【資料出所】

「平成18年度国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について」（社会保険庁）

保険料滞納者の状況(1)

《世帯の収入①》

- 『国民年金被保険者実態調査(平成17年)』では、国民年金1号被保険者のうち、「滞納者*1」と「納付者*2」の世帯の所得分布をみると、全体的にはいずれも同じような傾向ではあるものの、滞納者については、納付者と比べ、年収200万円未満である者の割合が比較的多くなっている。
- この結果、滞納者の中位数は233万円と、納付者と比べ100万円以上少ない。



【資料出所】
国民年金被保険者実態調査
(平成17年)

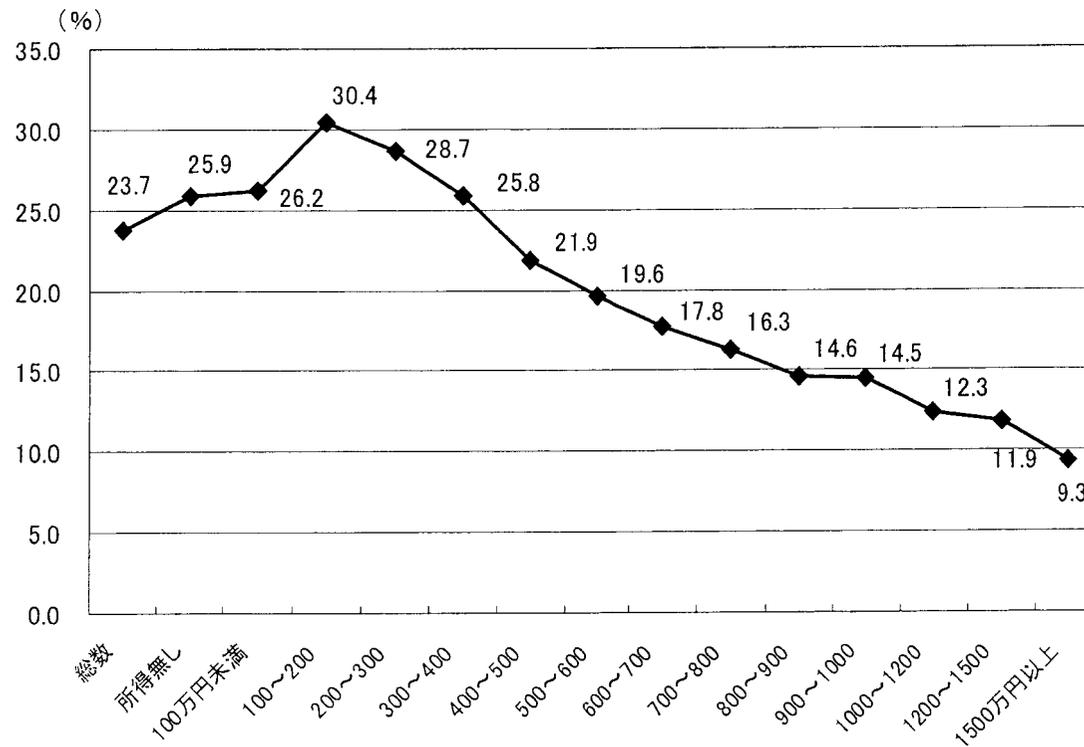
《本資料の留意点》

- * 1 滞納者とは、「過去2年間の納付対象月が1ヶ月以上ある者であって、その全ての保険料を納めなかった者」をいい、社会保険庁が毎年公表している「未納者」(過去2年間のすべてが1号被保険者期間であって、その全ての保険料を納めなかった者)と定義が異なる。
- * 2 納付者とは、「過去2年間の納付対象月が1ヶ月以上ある者であって、保険料を1ヶ月以上納めた者」をいう。

保険料滞納者の状況(2)

《世帯の収入②》

- 国民年金1号被保険者のうち、滞納者の割合を世帯での所得階級別にみると、低所得者である程、滞納者の割合が高くなっている。
- しかしながら、所得が1,500万円以上の世帯でも、保険料を滞納している者が約1割存在する。

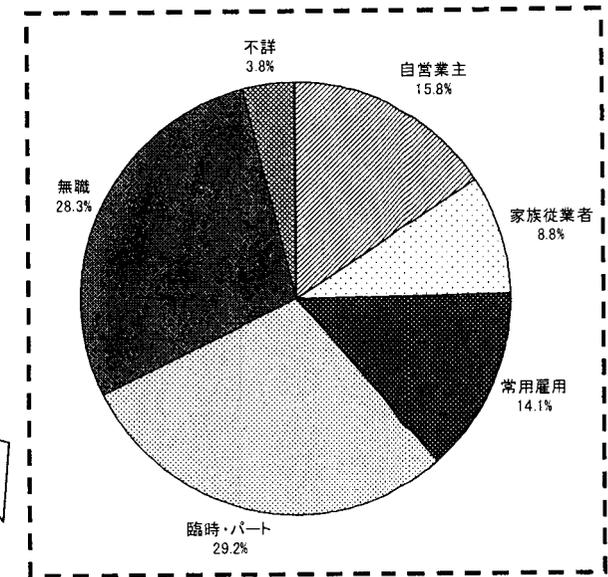
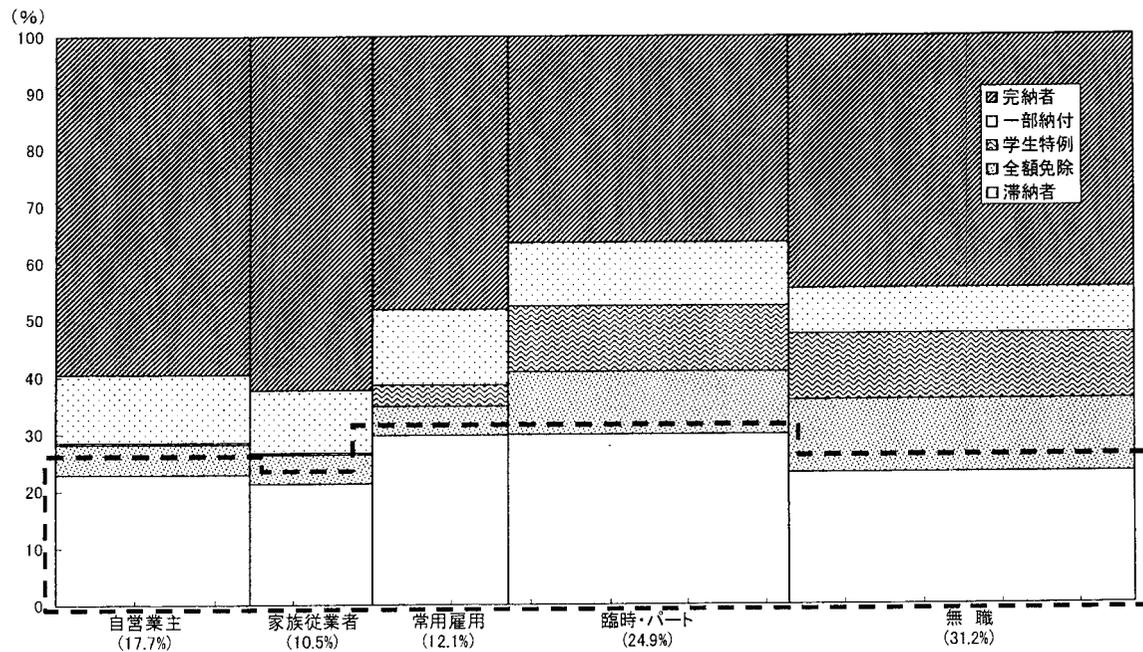


【資料出所】
「国民年金被保険者実態調査」(平成17年)

保険料滞納者の状況(3)

《本人の就労状況》

- 就労状況をみた場合、「常用雇用」と「臨時・パート」で、滞納者の占める割合が多い。
- 特に「臨時・パート」では、学生納付特例と全額免除者が多く、完納者の割合が少なくなっている。
- 滞納者のうちでは、「臨時・パート」と「無職」の占める割合が多い。



【資料出所】
「国民年金被保険者実態調査」(平成17年)

保険料滞納者の状況(4)

《国民年金保険料を納付しない理由①》

- 保険料を納付しない理由について、年齢階級別にみると、すべての年齢階級において、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が最も高くなっている。(図①)
- 「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答した者の理由をより詳細にすると、「元々所得が少ないから」という理由が各年齢階級において過半数を占めており、「失業、事故などにより所得が低下したから」の割合は、最も高い55～59歳でも3割に満たない。(図②)

図① 年齢階級別保険料を納付しない理由(滞納者)

(単位: %)

	総数	保険料が高く、経済的に支払うのが困難	受け取れる年金額が少ないうえに、保険料が比較的高い	これから保険料を納めても加入期間が少なくて、年金がもらえない	すでに年金を受け取る要件を満たしている	年金制度の将来が不安・信用できない	社会保険庁が信用できない	その他
1号期間滞納者総数	100.0	65.6	4.8	3.8	0.7	14.8	7.0	3.2
20～24歳	100.0	66.4	5.2	1.4	0.0	16.2	5.1	5.7
25～29歳	100.0	64.6	6.0	0.8	0.0	16.3	8.5	3.9
30～34歳	100.0	60.6	5.3	2.2	0.0	20.4	8.6	2.8
35～39歳	100.0	63.9	6.8	3.8	0.0	17.1	6.4	1.9
40～44歳	100.0	70.2	4.2	5.7	0.0	12.3	5.7	2.0
45～49歳	100.0	68.4	2.9	8.1	0.5	10.2	7.7	2.2
50～54歳	100.0	72.0	2.2	9.4	2.2	6.2	6.8	1.1
55～59歳	100.0	64.7	1.9	8.5	7.0	8.3	8.2	1.4

図② 年齢階級別保険料を納付しない理由(滞納者)

(単位: %)

	総数	元々所得が少ないから	失業、事故などにより所得が低下したから	保険料より優先度の高い支出が多いから	その他
1号期間滞納者総数	100.0	61.2	15.1	17.5	6.2
20～24歳	100.0	70.5	6.4	13.0	10.0
25～29歳	100.0	66.5	12.7	14.3	6.4
30～34歳	100.0	60.6	15.3	17.1	7.1
35～39歳	100.0	57.8	15.2	22.7	4.3
40～44歳	100.0	51.9	19.0	25.3	3.8
45～49歳	100.0	55.0	20.5	20.8	3.7
50～54歳	100.0	54.8	20.9	19.8	4.5
55～59歳	100.0	51.1	29.9	16.6	2.4

注1. 回答不詳以外の者に対する割合である。

注2. 「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答した者を集計している。

【資料出所】

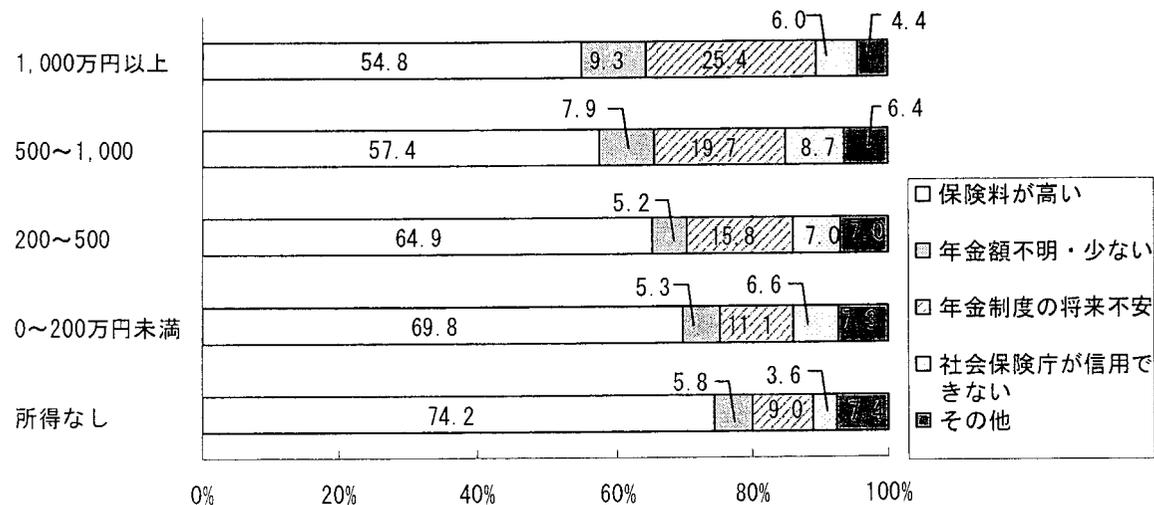
「国民年金被保険者実態調査」(平成17年)

保険料滞納者の状況(5)

《国民年金保険料を納付しない理由②》

○ 保険料を納付しない理由としては、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が最も多かったが、これを世帯の総所得金額階級別にみると、すべての所得金額階級において、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が最も高い割合となっており、世帯所得金額が1,000万円以上であっても、半数以上を占める。(図③)

図③ 世帯総所得金額階級別保険料を納付しない理由(滞納者)



注 回答不詳以外の者に対する割合である。

【資料出所】
「国民年金被保険者実態調査」(平成17年)

保険料滞納者の状況(6)

《保険料を納付しないことについての意識》

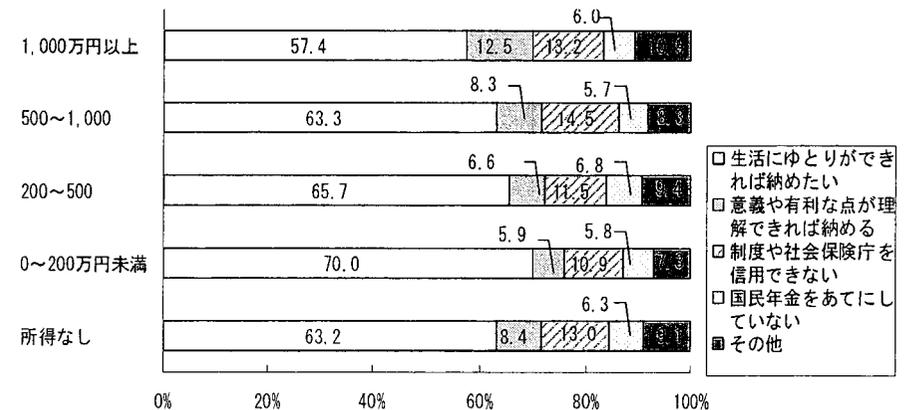
- 年齢階級別に、保険料を納付しないことについての意識をみると、「もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい」と回答している者が約6割となっており、年齢が上がるにつれ高くなる傾向にある。(図①)
- 世帯の総所得金額階級別に、保険料を納付しないことについての意識をみると、「もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい」とした者の割合は、所得が1,000万円以上でも半数以上となっている。(図②)

図① 年齢階級別保険料を納めていないことについての意識(滞納者)

(単位：%)

	総数	もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい	制度の意義や有利な点が理解できれば納めるつもり	年金制度や社会保険庁は信用できないので納める考えはない	国民年金をあてにしているのに納める考えはない	その他
1号期間滞納者総数	100.0	63.1	8.2	13.2	6.5	9.0
20~24歳	100.0	60.2	11.1	12.1	6.6	10.1
25~29歳	100.0	60.0	8.1	16.0	7.8	8.0
30~34歳	100.0	59.8	10.5	16.0	7.0	6.7
35~39歳	100.0	59.9	6.0	17.2	7.6	9.2
40~44歳	100.0	66.6	7.9	10.3	5.1	10.1
45~49歳	100.0	69.2	6.1	10.8	6.2	7.8
50~54歳	100.0	74.6	6.3	8.5	3.0	7.7
55~59歳	100.0	65.7	4.9	9.5	6.7	13.2

図② 世帯総所得金額階級別保険料を納付しないことについての意識(滞納者)



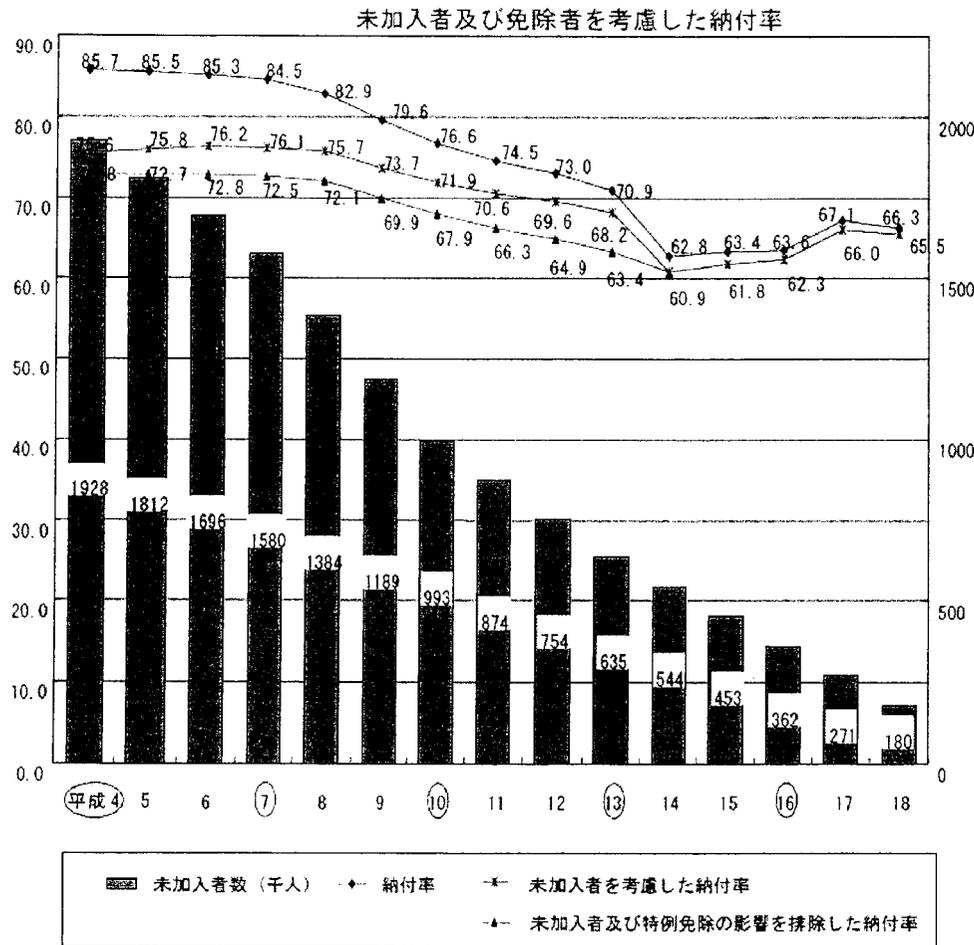
注 回答不詳以外の者に対する割合である。

【資料出所】

「国民年金被保険者実態調査」(平成17年)

《参考資料》

国民年金保険料の納付状況等の推移及びその分析



(注)平成4、7、10、13及び16年度の未加入者数は公的年金加入状況等調査による。
他の年度における未加入者数は、これらの年度から単純に線型推定したもの。

① 平成9年度以降、全ての市町村において20歳到達者で加入手続きを行わない者に対する職権適用(国民年金手帳の送付)が行われた結果、未加入者(注)数が大幅に減少

(注)「未加入者」とは、国民年金の第1号被保険者に該当するが、加入手続きを行っていないため、第1号被保険者として把握されていない者

② 平成13年度以前(地方分権前)には、現在の免除基準には該当しない者であっても、特例で免除が認められていた(特例免除)

(例)免除基準上非免除となるが所得が低いと考えられる者

○ ①未加入者の影響、②特例免除の影響を排除して納付率を算出することにより、市町村が保険料を徴収していた時代の納付率を現在と同じ条件で比較することが出来る(いわば実力ベースの納付率)。

(注)未加入者及び特例免除を分母に加えることにより、納付率の比較を行う。

○ 平成9年度の納付率(79.6%)について、「実力ベース」での納付率を計算すると、次のとおり

●未加入者の影響を排除 → **73.7%**

●未加入者及び特例免除の影響を排除 → **69.9%**

【資料出所】

「平成18年度国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について」(社会保険庁)

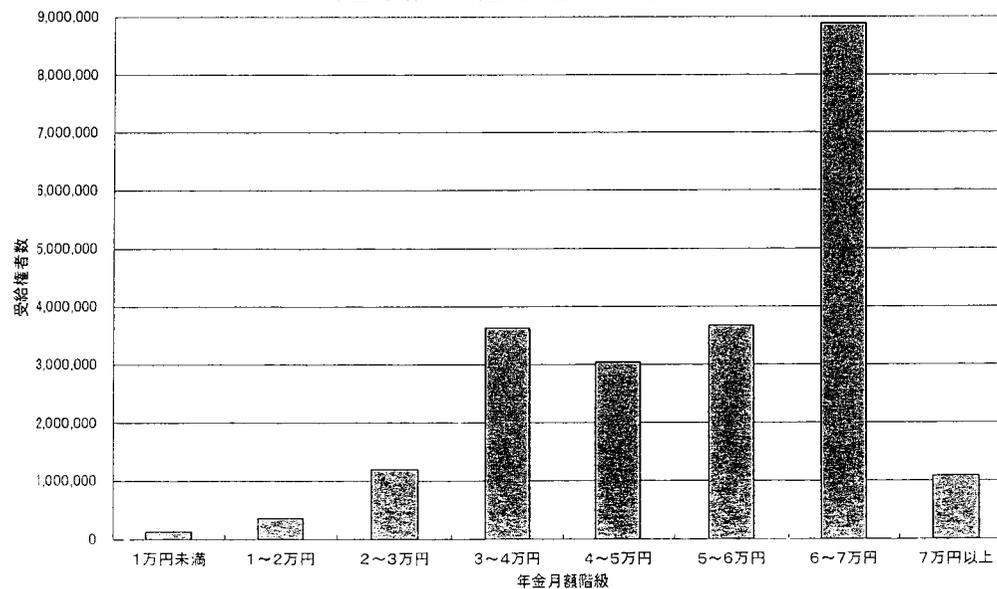
老齡基礎年金の年金月額分布

○ 老齡基礎年金等(老齡基礎年金+旧国民年金老齡年金)の受給権者(18年度末で約2,200万人)の年金月額分布をみると、月額6万円台が最も多く、次いで月額5万円台及び3万円台が多くなっている。

	総 数				基礎のみ・旧国年(再掲)			
	合 計	(割合)	男 子	女 子	合 計	(割合)	男 子	女 子
合 計	22,007,125	100.0%	9,410,123	12,597,002	9,017,684	100.0%	2,256,458	6,761,226
万円以上 万円未満								
～ 12	131,097	0.6%	33,936	97,161	58,121	0.6%	1,657	56,464
12 ～ 24	357,682	1.6%	120,345	237,337	163,109	1.8%	14,565	148,544
24 ～ 36	1,197,906	5.4%	224,884	973,022	807,681	9.0%	104,498	703,183
36 ～ 48	3,635,285	16.5%	760,663	2,874,622	2,571,158	28.5%	507,373	2,063,785
48 ～ 60	3,039,657	13.8%	812,579	2,227,078	1,527,467	16.9%	359,695	1,167,772
60 ～ 72	3,673,089	16.7%	1,330,144	2,342,945	1,377,402	15.3%	325,379	1,052,023
72 ～ 84	8,887,160	40.4%	5,797,531	3,089,629	2,007,366	22.3%	801,937	1,205,429
84 ～	1,085,249	4.9%	330,041	755,208	505,380	5.6%	141,354	364,026
平均 (円)	638,427		701,885	591,023	571,690		630,388	552,101

注 基礎のみ・旧国年(再掲)とは、新法厚生年金保険(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金を除く)の受給権者をいう。

年金月額階級別基礎年金等受給権者数

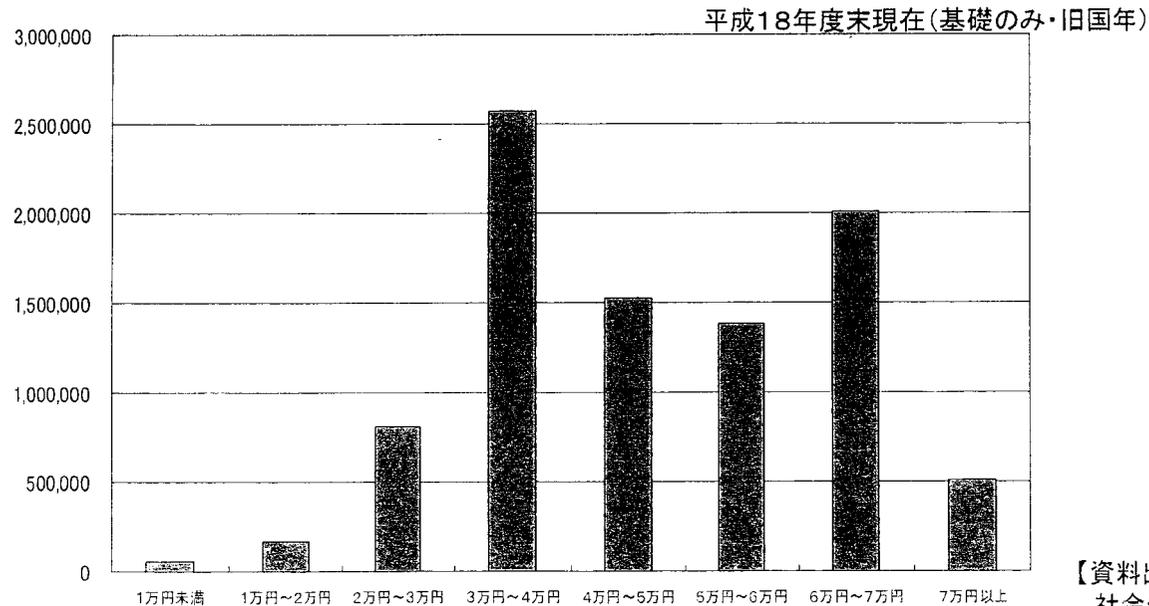


【資料出所】
社会保険事業の概況(平成18年度)

○ これを基礎のみ・旧国年で見ただけの場合には、3～4万円が最も多く、次いで6～7万円が多くなっている。

	総 数				基礎のみ・旧国年(再掲)			
	合 計	(割合)	男 子	女 子	合 計	(割合)	男 子	女 子
合 計	22,007,125	100.0%	9,410,123	12,597,002	9,017,684	100.0%	2,256,458	6,761,226
万円以上 万円未満								
～ 12	131,097	0.6%	33,936	97,161	58,121	0.6%	1,657	56,464
12 ～ 24	357,682	1.6%	120,345	237,337	163,109	1.8%	14,565	148,544
24 ～ 36	1,197,906	5.4%	224,884	973,022	807,681	9.0%	104,498	703,183
36 ～ 48	3,635,285	16.5%	760,663	2,874,622	2,571,158	28.5%	507,373	2,063,785
48 ～ 60	3,039,657	13.8%	812,579	2,227,078	1,527,467	16.9%	359,695	1,167,772
60 ～ 72	3,673,089	16.7%	1,330,144	2,342,945	1,377,402	15.3%	325,379	1,052,023
72 ～ 84	8,887,160	40.4%	5,797,531	3,089,629	2,007,366	22.3%	801,937	1,205,429
84 ～	1,085,249	4.9%	330,041	755,208	505,380	5.6%	141,354	364,026
平 均 (円)	638,427		701,885	591,023	571,690		630,388	552,101

注 基礎のみ・旧国年(再掲)とは、新法厚生年金保険(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金を除く)の受給権者をいう。



【資料出所】
社会保険事業の概況(平成18年度)

無年金者数(推計)

- 一般的な年金受給年齢である65歳以上の者のうち、今後保険料を納付しても年金を受給できない者は、現時点において最大で、42万人と推計。

	今後納付できる70歳までの期間を納付しても25年に満たない者	(現時点において25年に満たない者)
60歳未満	45万人	—
60歳～64歳	31万人	(65万人)
65歳以上	42万人	(45万人)

(注1) 上記年齢は、平成19年4月1日現在である。

(注2) 合算対象期間は含まれていない。

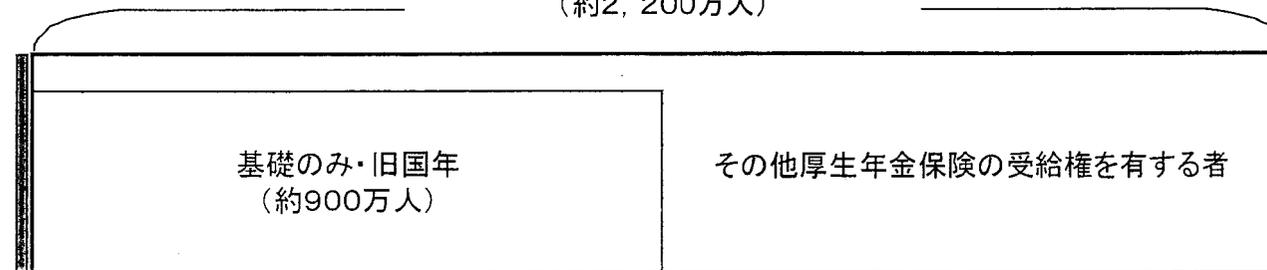
(注3) 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年よりも短い場合であっても支給要件を満たす取扱いとする期間短縮の特例については考慮していない。

(注4) 被保険者資格喪失後の死亡情報は収録されていないため、既に死亡されている者を含んでいる可能性がある。

(注5) 共済組合期間など、社会保険庁で把握できていない期間は含まれていない。

【資料出所】
社会保険庁公表資料
(平成19年12月12日)

老齢基礎年金等の受給権者
(約2,200万人)



↑ 無年金者(65歳以上) 42万人

満額でない基礎年金等の受給権者・無年金者が生じる要因として考えられる理由

○ 年金の額の算定の基礎となる保険料納付済期間が満額受給の期間に満たないこと。

・ 昭和61年3月以前に被用者の配偶者であった者で、国民年金に任意加入しなかった者

⇒ この場合、昭和61年3月以前の期間は、合算対象期間(いわゆる「カラ期間」)となるので、年金額の計算には反映されない。これは、昭和61年4月の基礎年金制度導入前は、被用者本人に配偶者加給を支給することで世帯としての年金保障を行うこととしていたためであり、現行制度においても配偶者加給に代わるものとして、生年月日に応じた振替加算が行われている。

・ 被保険者期間に免除期間を有する者

⇒ この場合、免除期間は保険料を納付した月数に対して、4分の1免除された期間は6分の5、半額免除された期間は3分の2、4分の3免除された期間は2分の1、全額免除された期間は3分の1で年金額が計算されることになる。

・ 未納・未加入の状態であった期間を有する者

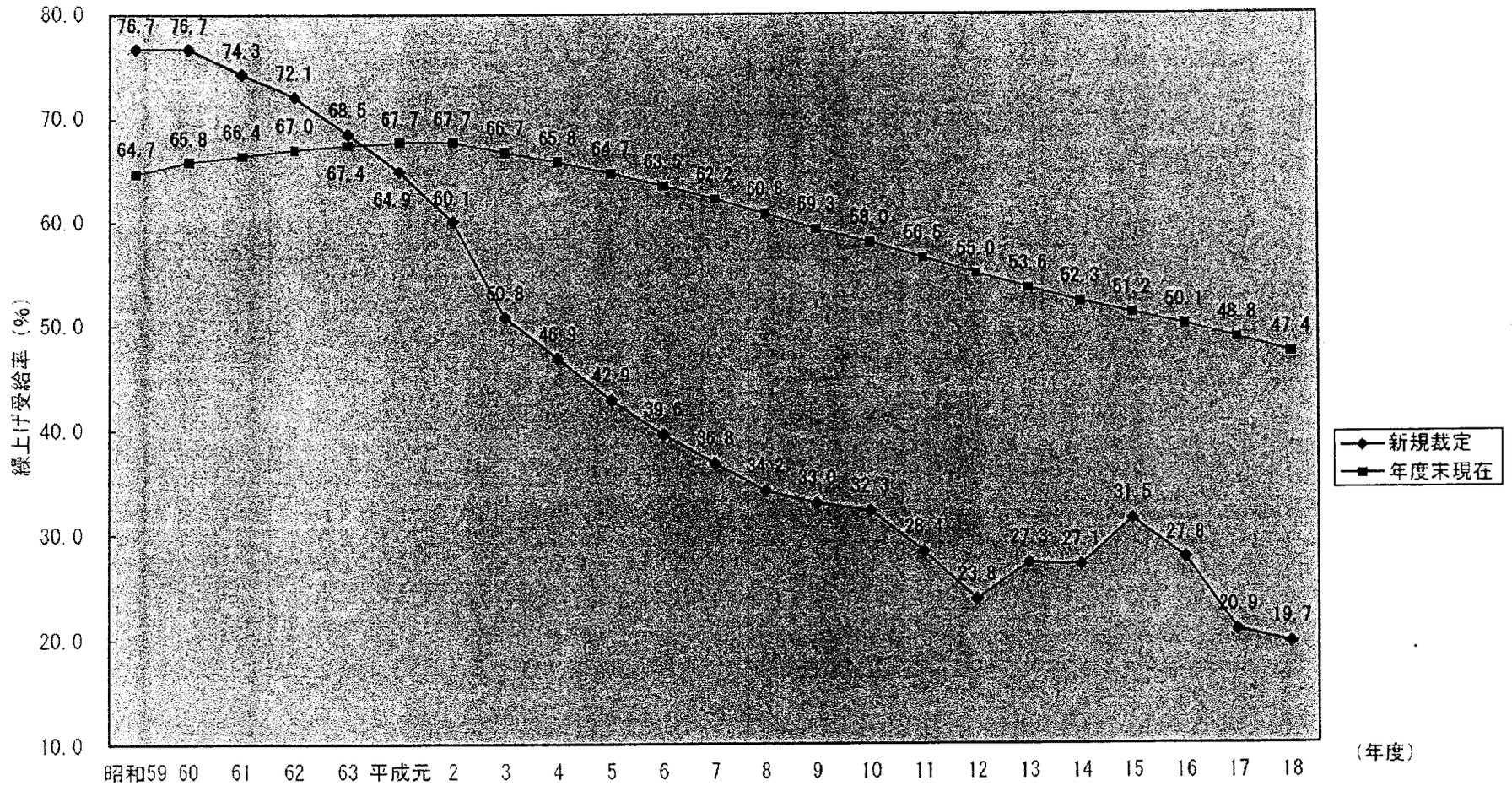
⇒ この場合、未納・未加入の状態であった者は満額の納付月数(原則40年)に満たなくなったり、受給資格期間(原則25年)に満たずに無年金状態になったりする。

○ 65歳前から老齢基礎年金等の繰上げ受給を行っているために、減額された老齢基礎年金等を受給していること。

・ 60歳から受給した場合の繰上げ減額率は、昭和16年4月1日以前生まれの者は42%、同月2日以後生まれの者は30%となっている。

・ 老齢基礎年金等の国民年金の繰上げ受給の選択率は、平成18年度においては、全体で約50%、新規裁定で約20%。なお、かつては新規裁定で8割近く繰上げ受給が選択されていたこともあった。

国民年金 繰上げ受給率の推移

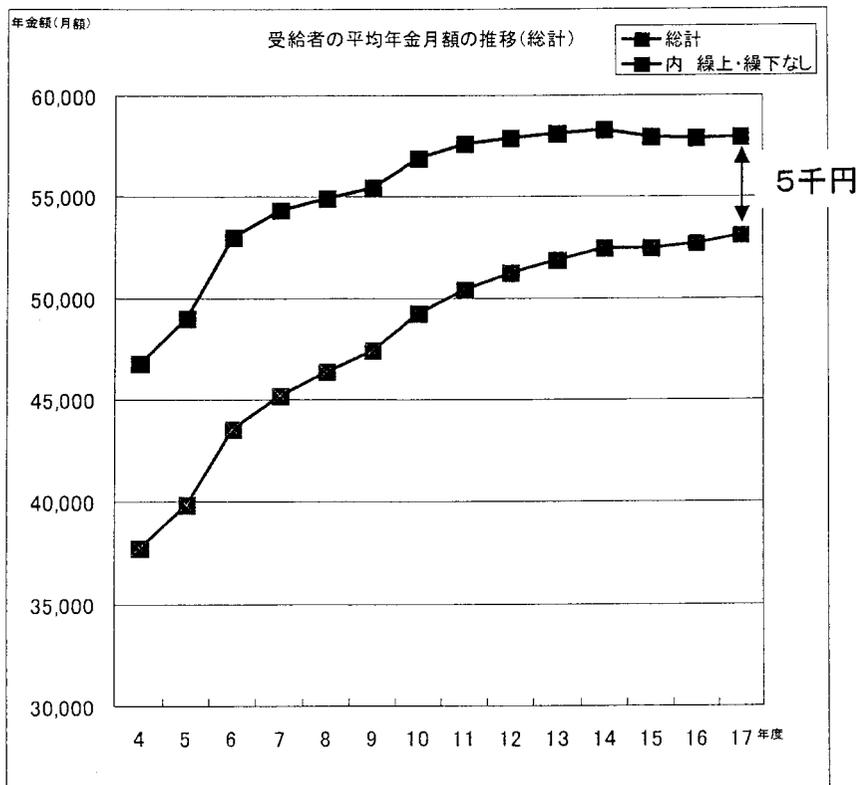


【資料出所】
 社会保険事業の概況
 (社会保険庁)

繰上げ受給等を行っている場合とそうでない場合との平均年金額の比較

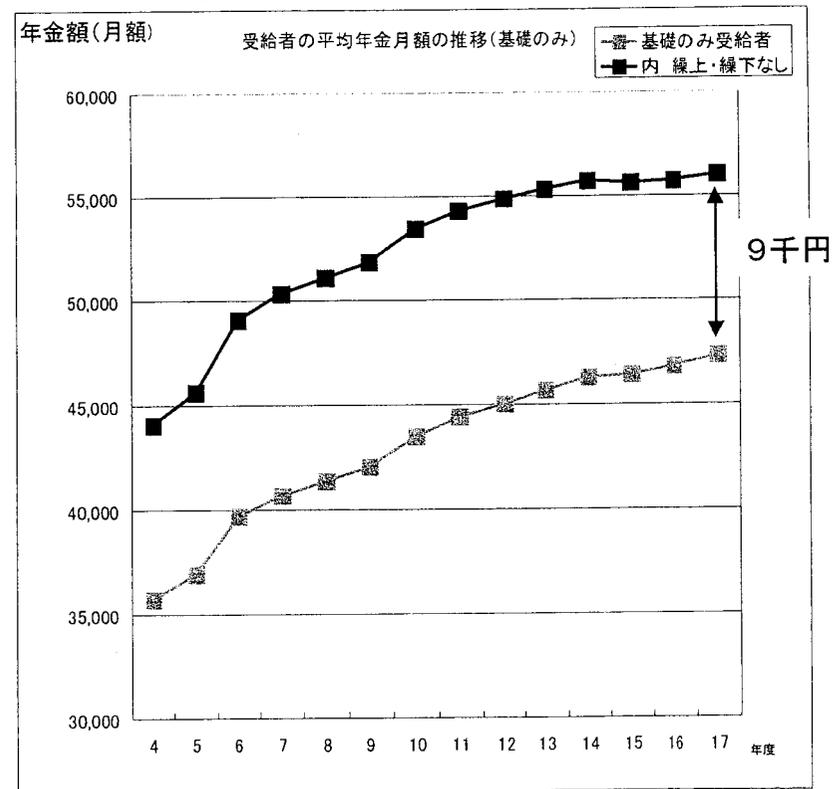
- 老齢基礎年金等の受給者の平均年金額は約5万3千円、繰上げ受給等を行っていない者のみでは約5万8千円となっており、約5千円の差が生じている。(①)
- 基礎年金のみの受給者をみると、平均年金額は約4万7千円、繰上げ受給等を行っていない者のみでは約5万6千円となっており、約9千円の差が生じている。(②)

《①老齢基礎年金等*1の受給者》



* 1 老齢基礎年金+旧国民年金老齢年金(5年年金を除く。)

《②基礎年金のみ*2の受給者》

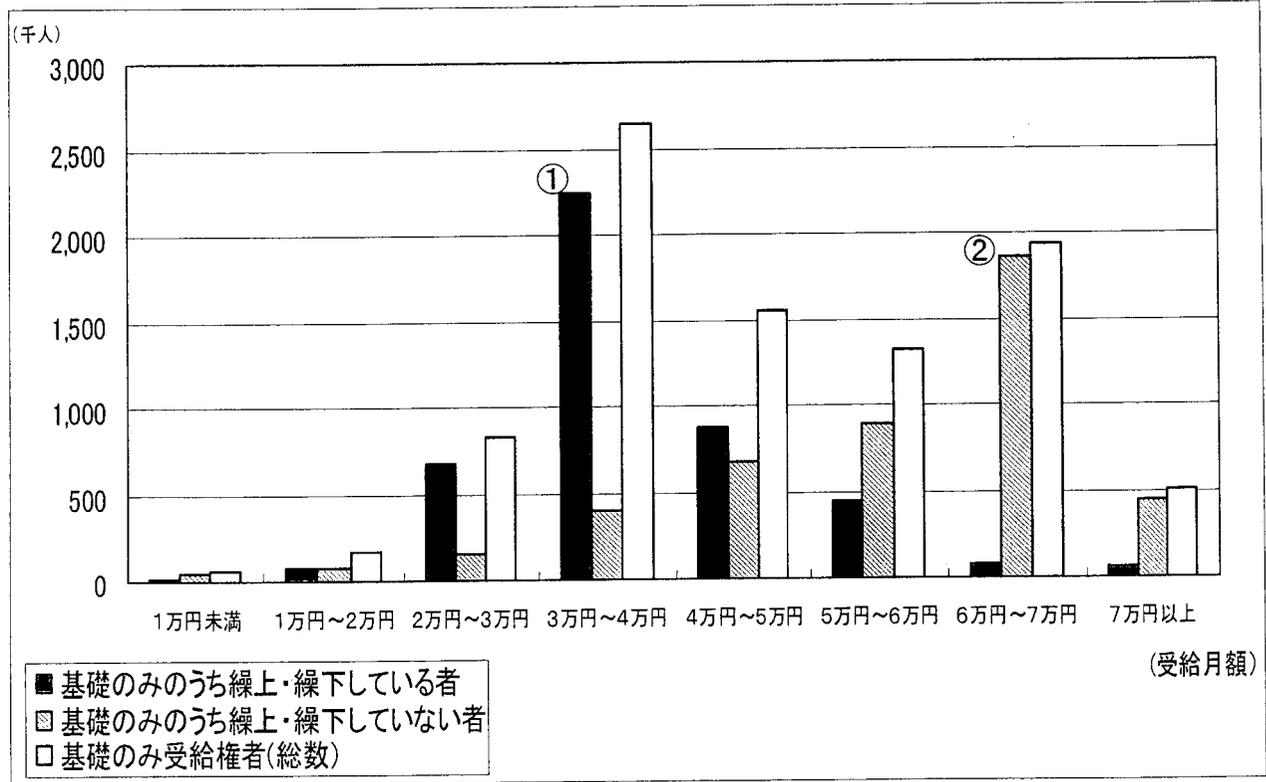


* 2 厚生年金保険の受給権を有しない者の基礎年金及び旧国民年金老齢年金(5年年金を除く。)

【資料出所】
社会保険庁事業年報

繰上げ受給等を行っている場合とそうでない場合との年金額の分布

- 基礎年金のみの受給権者の年金額分布をみると、繰上げ受給等を行っている者が最も多いのは3~4万円(①)であり、繰上げ受給等を行っていない者では6~7万円(②)となっている。
- 繰上げ受給者の請求時の年齢は、60歳が最も割合が高く、繰上げ受給者全体の約6割。



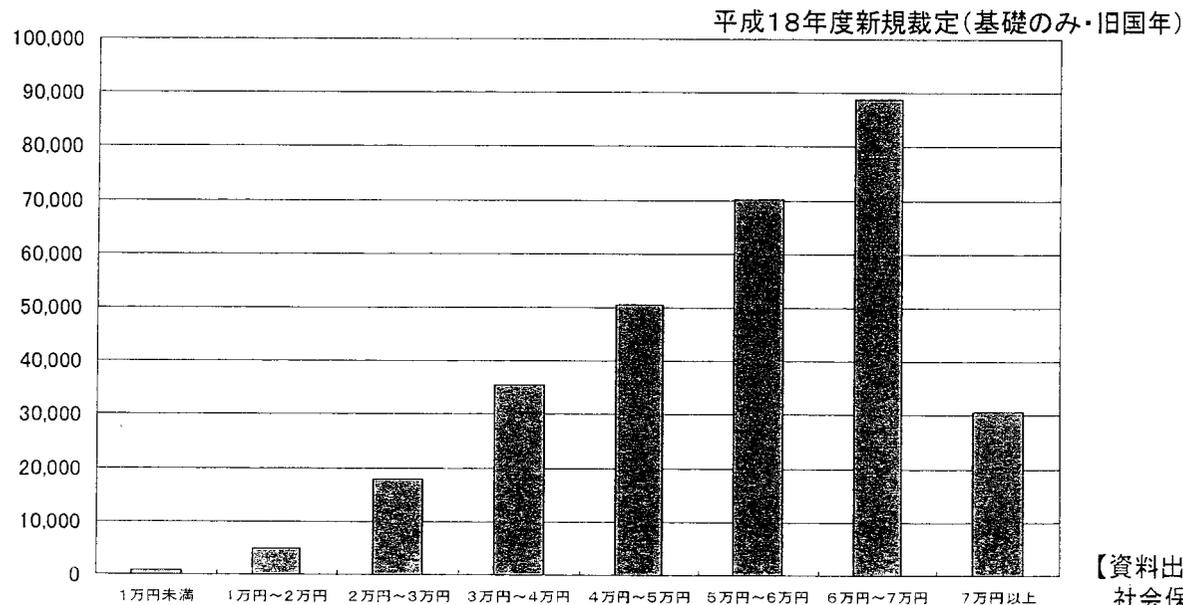
【資料出所】
 社会保険庁事業年報(平成17年度)
 に基づき作成

《繰上げ受給者の請求時年齢の構成(平成17年度末現在)》

総数	60歳		61歳		62歳		63歳		64歳	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
4,409,316	2,515,096	57.0%	687,560	15.6%	422,495	9.6%	579,086	13.1%	205,079	4.7%

○ 基礎のみ・旧国年の新規裁定者で見た場合には、6～7万円が最も多く、次いで5～6万円が多くなっている。

	総 数				基礎のみ・旧国年（再掲）			
	合計	(割合)	男子	女子	合計	(割合)	男子	女子
合 計	355,714	100.0%	92,326	263,388	298,993	100.0%	75,942	223,051
万円以上 万円未満								
～ 12	2,324	0.7%	211	2,113	792	0.3%	102	690
12 ～ 24	7,193	2.0%	1,918	5,275	4,746	1.6%	857	3,889
24 ～ 36	24,226	6.8%	6,477	17,749	17,868	6.0%	3,015	14,853
36 ～ 48	44,058	12.4%	6,032	38,026	35,577	11.9%	4,234	31,343
48 ～ 60	59,419	16.7%	13,584	45,835	50,572	16.9%	11,556	39,016
60 ～ 72	81,251	22.8%	17,711	63,540	70,161	23.5%	15,870	54,291
72 ～ 84	102,419	28.8%	38,240	64,179	88,723	29.7%	32,938	55,785
84 ～	34,824	9.8%	8,153	26,671	30,554	10.2%	23,184	
平均 (円)	635,367		665,565	624,781	645,921		688,175	631,534

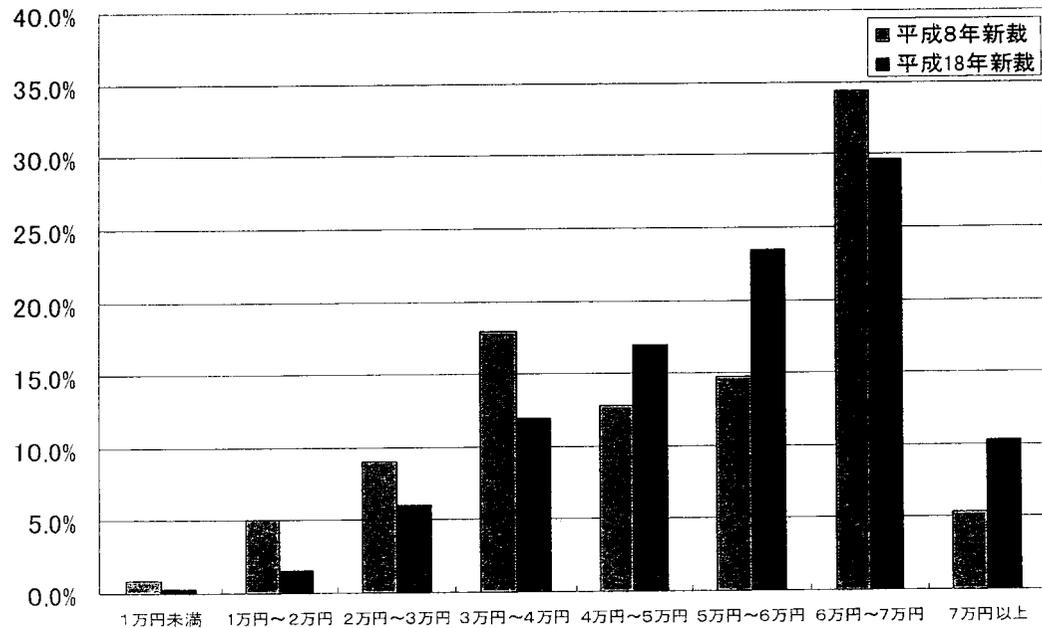


【資料出所】
社会保険事業の概況(平成18年度)

○ 平成8年度(基礎のみ・旧国年)と平成18年度(基礎のみ・旧国年)を比較すると、平成18年度では、3~4万円の割合が減少し、5~6万円の割合が増加している。

	平成8年新裁	平成18年新裁
1万円未満	0.8%	0.3%
1万円~2万円	5.0%	1.6%
2万円~3万円	9.0%	6.0%
3万円~4万円	17.9%	11.9%
4万円~5万円	12.8%	16.9%
5万円~6万円	14.7%	23.5%
6万円~7万円	34.4%	29.7%
7万円以上	5.3%	10.2%
計	100.0%	100.0%

平成8年(新規裁定)と平成18年(新規裁定)の年金額階級の割合の比較



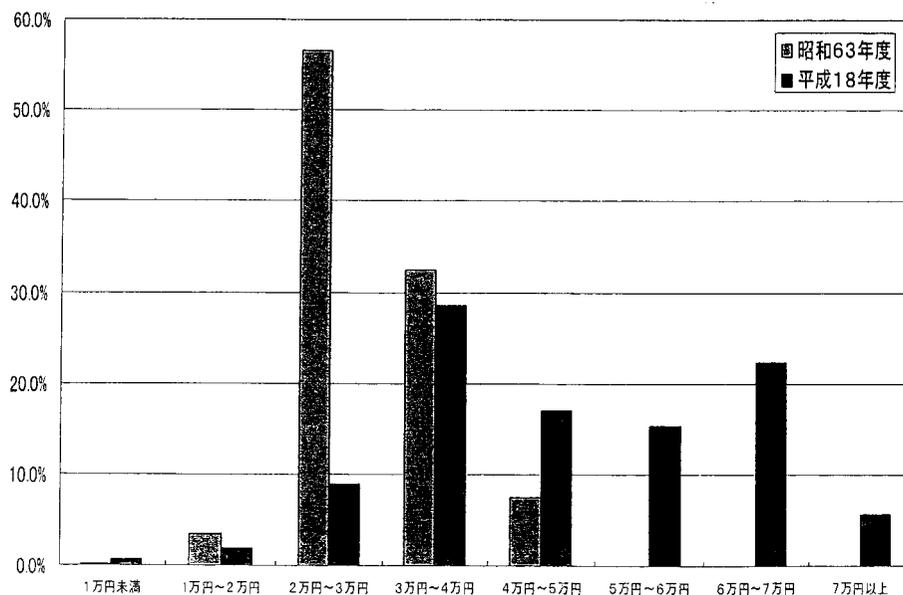
【資料出所】

社会保険庁事業年報(平成8年度)
社会保険事業の概況(平成18年度)

○ 時点が異なるため、一概には比較できないが、昭和63年度末現在(基礎のみ・旧国年)と平成18年度末現在(基礎のみ・旧国年)をみた場合、平成18年度において、低年金の割合が低い。

	昭和63年度	平成18年度
1万円未満	0.1%	0.6%
1万円～2万円	3.4%	1.8%
2万円～3万円	56.6%	9.0%
3万円～4万円	32.4%	28.5%
4万円～5万円	7.5%	16.9%
5万円～6万円	—	15.3%
6万円～7万円	—	22.3%
7万円以上	—	5.6%
計	100.0%	100.0%

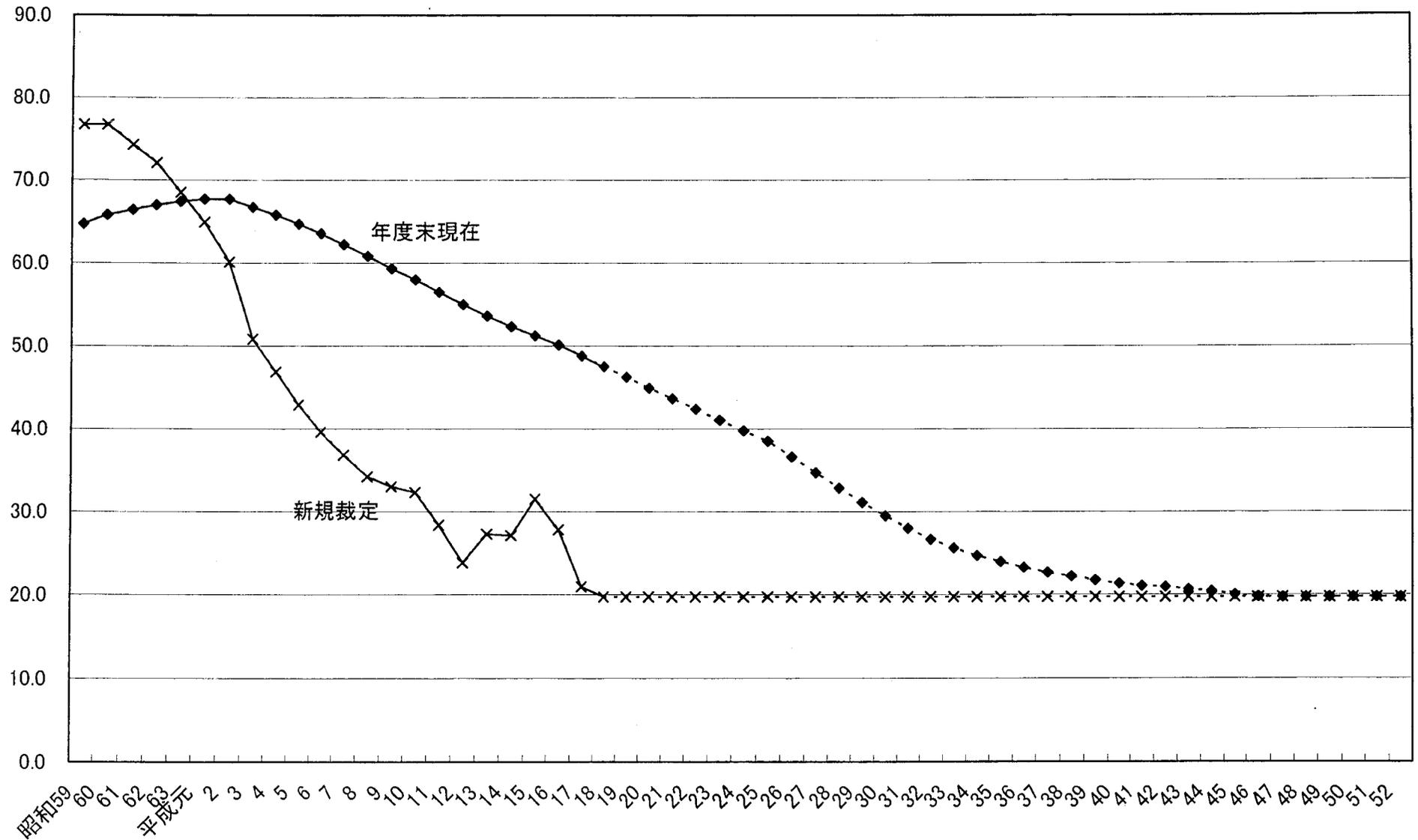
63年度末現在(旧法拠出+基礎)と平成18年度末現在(基礎のみ・旧国年)の比較



【資料出所】

社会保険庁事業年報(昭和63年度)
社会保険事業の概況(平成18年度)

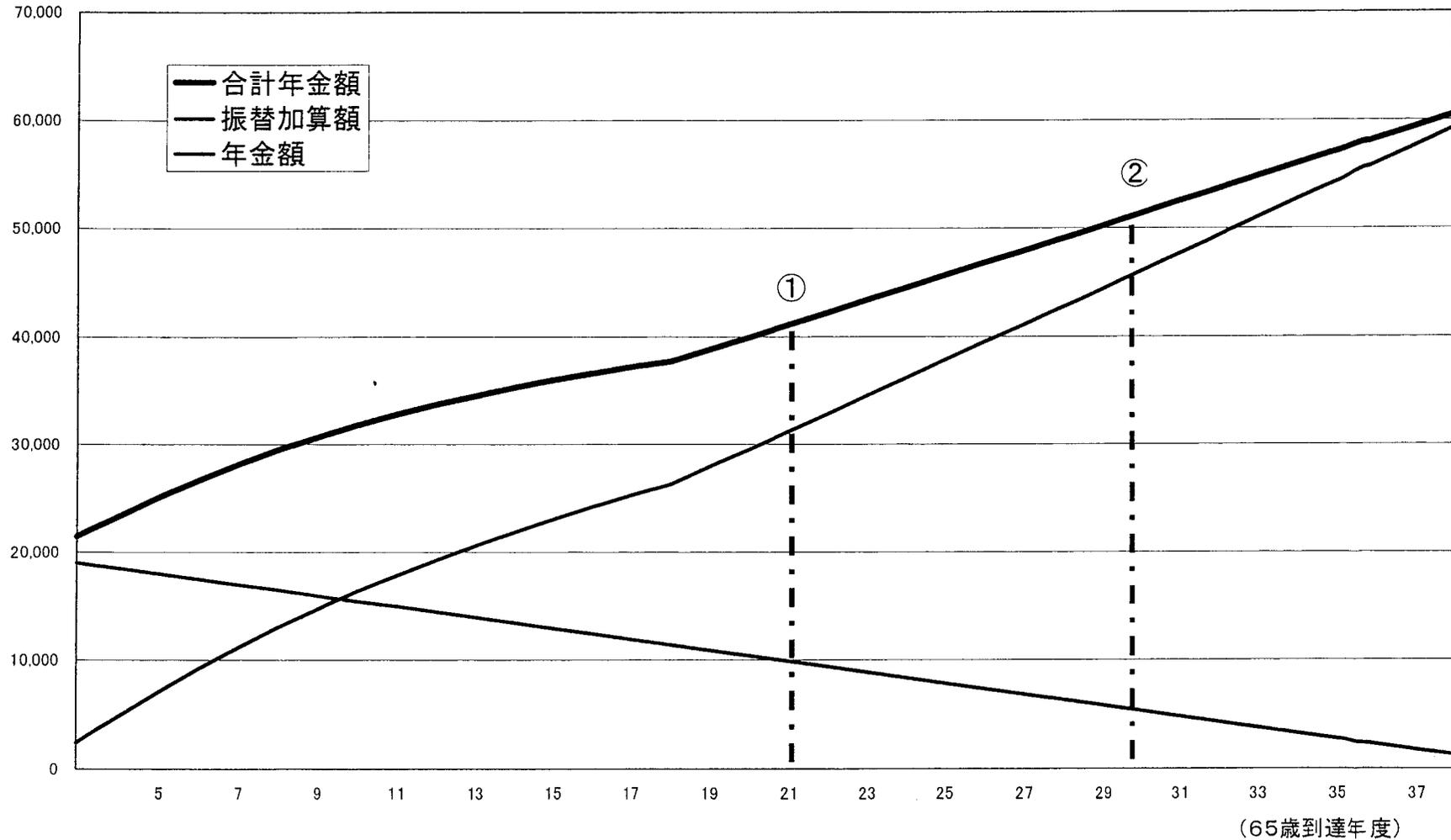
国民年金 老齢年金繰上げ受給率の推移及び見通し



(注) 平成19年度以降は、新規裁定分を19.7%で一定とし、年度末分については過去30年間(ほぼ60歳女性の平均余命に相当)の新規裁定分の平均値に等しくすると仮定して推計。

第3号被保険者制度の成熟に伴う被扶養配偶者の受給額の変遷

(月額)



①;平成21年4月に65歳に到達する者(昭和19年4月2日生まれ)の年金額(月額)は、約4万円(平成20年度価格)である。

②;平成30年4月に65歳に到達する者(昭和28年4月2日生まれ)の年金額(月額)は、約5万円(平成20年度価格)となる。

(注) 振替加算額は各年度ごとの加算率により、年金額本体は各年度末生月者の加入可能月数に基づきそれぞれ算出。

《各国の公的扶助制度と高齢者に対する拠出制年金制度以外の所得保障》

国	公的扶助制度 (注1)	主な対象者	高齢者	失業者	母子	障害者	高齢者に対する 拠出制年金以外 の特別な所得保 障制度	制度の特徴	支給要件	扶養義務範囲
日本	生活保護	・資産、能力等を活用した上でも生活に困窮する者	○	○	○	○	なし	—		○父母など直系血族と兄弟姉妹 ○3親等以内の親族 〔民法で規定〕
ドイツ	社会扶助 (注2)	・必要不可欠の生計費を自ら全くあるいは十分に調達できない者 ・年齢制限はなし	△	△	○	○	基礎保障 (注2)	○65歳以上の者及び18歳以上で継続的に稼働不能の者が対象。 ○生計扶助と同様に所得や資産の調査があるが、受給者について扶養義務を負う子や両親に対する求償は原則行われない。 ○社会扶助の実施主体である自治体を実施し、費用も負担。	○高齢者の場合、65歳。 ○ドイツ居住者。 ○所得・資産調査あり。	○血族又は姻戚と同一の世帯（血族＝父母、祖父母、叔父母） 〔社会扶助法の扱い。基礎保障法では配偶者と高所得の両親・子に限定〕
フランス	最低社会復帰扶助 (RMI)	・収入の不足・欠如の者（失業の場合は、就業努力の実施が要件） ・25歳～	△	○	○	△	高齢者連帯手当 (ASPA)	○無年金・低年金に対する補足的現金給付（財源は一般社会拠出金）。 ○年金制度と財源は異なるが、年金制度の保険者が制度を運営。	○65歳。 ○フランス居住者。原則居住期間要件なし。（EU外出身者は5年の居住期間が必要。） ○所得調査あり。	○夫婦間と未成年の子供 〔RMI制度上の扱い〕 ※父母は含まない
スウェーデン	社会扶助	・資産がなく、所得が定める基準を元に市町村が決定する額以下の者 ・年齢制限なし	△	△	○	△	保証年金 (注3)	○一定額以上の年金額を確保するための国庫負担による所得比例年金への上乗せ給付。	○65歳 ○3年のスウェーデン居住期間が必要。 ○所得・資産調査なし。	○夫婦間と未成年の子供 〔親子法及び婚姻法で規定〕 ※父母は含まない
イギリス	所得補助	・フルタイム就労者でないため、失業者としての登録を求められない低所得者 ・16～59歳	×	×	○	○	ペンション・クレジット	○低所得の高齢者に対する税財源による補足的現金給付。 ○所得補助に比べて、給付要件や内容が寛大。 ○年金制度と同様に年金サービス庁が運営。	○保障クレジット:60歳 貯蓄クレジット:65歳 ○英国居住者で、現に滞在していること。 ○所得・資産調査あり。	○夫婦間と未成年の子供 〔1948年の国民扶助法で親に対する扶養義務を撤廃〕 ※父母は含まない
アメリカ	貧困家庭一時扶助 (TANF) (注4)	・未成年の児童、又は妊婦のいる低所得家庭	×	×	○	×	補足的保障所得 (SSI)	○高齢者、視覚障害者、障害者であって低所得のものを対象とした補足的現金給付。 ○年金制度と財源は異なるが、年金保険と同様に連邦政府の社会保障庁が運営。	○高齢者の場合、65歳。 ○米国の市民権を有するか又は認定移民（注7）であること。 ○所得・資産調査あり。	○夫婦間と未成年の子供 〔州法である家族法等で規定〕 ※父母は含まない
	一般扶助 (GA) (注5)	・失業保険、SSI、TANF等の対象とならない者等	— (注6)							

○＝対象、△＝法律上排除されていないが運用上対象とならない者、×＝法律上対象とならないことが明記されている者

- (注1)本表においては、各国における低所得者を対象とした税による代表的な公的給付を列挙した。各国において給付の対象者の範囲等が異なることに留意が必要。
- (注2)2003年1月からの導入当初は、基礎保障は社会扶助とは異なるものとされていたが、2005年の社会扶助改革により、基礎保障法は連邦社会扶助法とともに社会法典第12編に統合され、社会扶助の一類型として位置付けられている。社会扶助には、生計扶助、医療扶助、介護扶助などの類型があるが、基礎保障は、生計困難者一般を対象とする生計扶助についての特別制度に当たる。
- (注3)3年以上のスウェーデン居住期間があることが受給要件。なお、当該要件を満たさないような滞在期間の短い移民などに対しては、保証年金とは別に「高齢者生計費補助制度」から給付がなされる。
- (注4)貧困家庭一時的扶助(TANF)は、州政府により運営されており、州ごとに独自に給付額基準が設定されている。連邦政府は各州に補助金を交付。
- (注5)一般扶助(GA)は、州政府や地方政府が独自に行う扶助施策の総称であり、失業保険や補足的保障所得(SSI)などの適用範囲に含まれない者や、それらの給付によってもなお満たされない者を対象として、州若しくは地方政府が独自に財源を支出し実施されており、運営は実施主体により異なる。
- (注6)一般扶助(GA)は、州政府や地方政府の独自施策であるため、対象者も各州・地方政府ごとに異なる。
- (注7)認定移民とは、7年以上米国に居住する合法永住者、亡命者、難民等

【資料出所】

「主要各国における公的扶助制度の比較検証に関する調査報告書(平成15年3月)」(UFJ総研)、
「海外情勢報告(2005～2006)」(厚生労働省)などを元に厚生労働省年金局において作成。

諸外国における最低年金額の支給要件

未定稿

OECDレポート (Pensions at a glance, 2007) においては、OECDの中で14カ国が最低年金 (Minimum pensions) を導入していると紹介されているが、大半の国において通常の年金支給要件 (受給資格期間・居住要件) を満たした場合に最低年金額が支給される。

国名	通常の支給要件	最低年金額の支給要件	最低年金額に対する独自の税負担の有無 (注1)	備考 (最低年金額保証の方法等)
チェコ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 15年の最低加入期間を有すること ・ 65歳 	同じ	無	<ul style="list-style-type: none"> ・ チェコの年金額は、最低加入期間 (15年) を満たした場合に、拠出期間に関係なく一定額が支給される基本額と、拠出期間と所得に比例する比例額の合計によって計算されている。 ・ 比例額について最低年金額が保証されている。
フィンランド	<ul style="list-style-type: none"> ・ フィンランド国民で16歳以降3年居住していること、又は他国の国民で5年以上居住していること ・ 65歳 	同じ ※ 居住期間 (満額は40年)、居住地、婚姻の有無、他の年金所得の受給額に応じて決定される。	有 (約40%)	
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最低加入期間はなし ・ 60歳 	同じ ※ 加入期間が40年に満たない場合は、加入期間に応じて減額される。	無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報酬比例年金額について一定額に満たない場合に、額の最低保障がなされる。
ギリシャ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4,500日の最低加入期間を有すること ・ 男性65歳、女性60歳 	同じ	無	
メキシコ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,250週の最低加入期間を有すること ・ 65歳 	同じ	有 (負担割合は不明)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 強制貯蓄により積立てた年金額が一定額に満たない場合に、額の最低保障がなされる。
ノルウェー	(基礎年金) <ul style="list-style-type: none"> ・ 16歳から66歳までの間に3年間の保険期間があること ・ 67歳 (補足年金) <ul style="list-style-type: none"> ・ 年収が一定額を超えている年が3年以上あること。 ・ 67歳 	(特別補足年金) <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎年金と同じ。 ※ 所得比例である補足年金がない又は小額の場合に支給される。 ※ 特別補足年金額は、加入期間が40年に満たない場合は加入期間に応じて減額される。 	無	所得比例である補足年金の額について一定額に満たない場合に、特別補足年金により補足年金額の最低保障がなされる。(ノルウェーの年金制度は、補足年金の他に一階部分として定額 (拠出期間比例) の基礎年金がある。)

ポルトガル	<ul style="list-style-type: none"> ・15年の最低加入期間を有すること ・65歳 	<p>同じ</p> <p>※ 最低年金額は、年金額計算に使用される参照収入の30%又は加入期間に応じた定額のどちらか高い方。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬比例年金額について一定額に満たない場合に、額の最低保障がなされる。
ルクセンブルグ	<ul style="list-style-type: none"> ・10年の最低加入期間を有すること ・65歳 	<p>同じ</p> <p>※ 加入期間が40年に満たない場合は1年につき1/40ずつ減額される。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> ・ルクセンブルグの年金額は、最低加入期間(10年)を満たした場合に、拠出期間に関係なく一定額が支給される基本額と、拠出期間と所得に比例する比例額の合計によって計算されている。
スペイン	<ul style="list-style-type: none"> ・15年の最低加入期間を有すること ・65歳 	<p>同じ</p> <p>※ 所得調査あり</p>	有(全額)	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬比例年金額について一定額に満たない場合に、額の最低保障がなされる。
スイス	<ul style="list-style-type: none"> ・1年(外国人は10年)の最低加入期間を有すること ・男性65歳、女性64歳 	同じ	無	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬比例年金額について加入中の平均所得に応じた一定額と、所得に比例する比例額の合計によって計算される。
ポーランド	<ul style="list-style-type: none"> ・最低加入期間なし ・男性65歳、女性60歳 	<ul style="list-style-type: none"> ・男性25年、女性20年の加入期間 ・男性65歳、女性60歳 	有(全額)	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬比例年金額について一定額に満たない場合に、額の最低保障がなされる。
スウェーデン	<p>(所得比例年金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低加入期間なし ・61歳以降で受給者が自ら選択 	<p>(保証年金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年以上スウェーデンに居住していること ・65歳 <p>※ 物価基準額、所得比例年金額及び居住年数により額が算出される。</p>	有(全額)	<ul style="list-style-type: none"> ・所得比例年金の額について一定額に満たない場合に、保証年金により額の最低保障がなされる。

※ スロバキア、トルコについては、データがないため制度の詳細を確認することができない。

(注1) 年金制度全体に対する国庫負担の有無ではなく、最低年金額に対する独自の税負担の有無を記述。

(注2) OECDレポート(Pensions at a glance,2007)において最低年金(Minimum pensions)を導入しているとされている14カ国の年金制度について、Social Security Throughout the World,2006(米国社会保障庁)等により作成したもの。したがって、それぞれの国について上記に掲げた最低年金とOECDレポート(Pensions at a glance,2007)における最低年金(Minimum pensions)が同じものを指しているとは限らない。

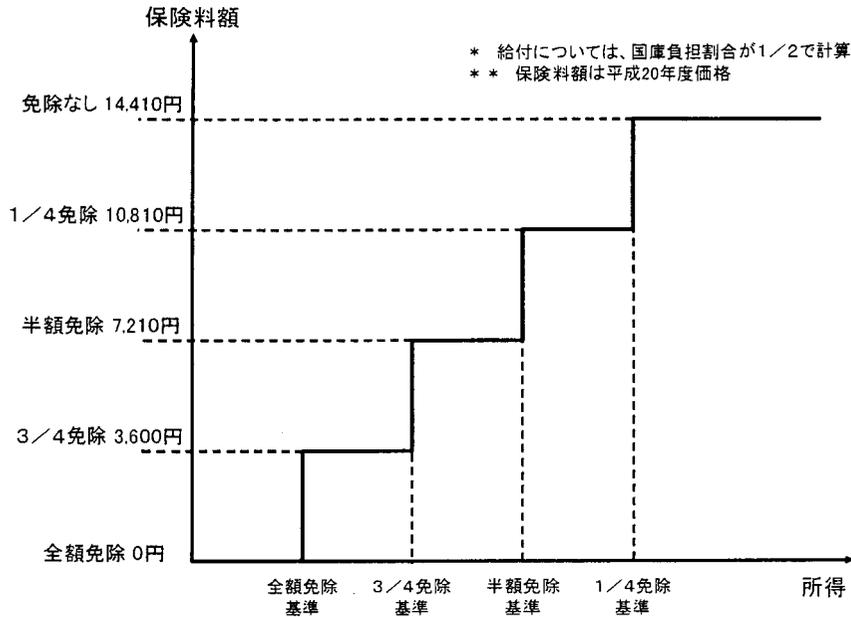
(資料出所) Social Security Throughout the World : Europe,2006/The Americas,2005,Social Security Administration, USA.

社会保障制度における低所得者への負担軽減の仕組み

	国民年金	医療保険		介護保険
		国民健康保険	長寿医療(後期高齢者医療)	
保険料の減免・設定の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者の申請に基づき、社会保険庁長官が承認したときに、その者の所得に応じて、保険料の納付義務が免除される。(申請免除) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が有する所得情報に基づき、被保険者の所得に応じて、市町村が保険料を設定。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後期高齢者医療広域連合が、市町村が有する所得情報に基づき、被保険者の所得に応じて、保険料を設定。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が有する所得情報に基づき、被保険者の所得に応じて、市町村が保険料を設定。
減免・軽減の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村民税非課税(所得ベースで162万円): 保険料全額免除 ・ 所得税非課税所得+40万円(所得ベースで230万円): 保険料4分の3免除 ・ 所得税非課税所得+80万円(所得ベースで282万円): 保険料半額免除 ・ 所得税非課税所得+120万円(所得ベースで335万円): 保険料4分の1免除 <p style="font-size: small;">* 4人世帯(夫婦2人、子ども2人で、夫か妻どちらかのみ所得がある世帯)の場合</p> <p style="font-size: small;">(注)障害年金の受給権者や生活保護受給者等は、申請手続きがなくても、保険料の納付義務が免除される。(法定免除)</p>	<p>世帯主及び当該世帯に属する被保険者につき算定した総所得金額等の合算額が次のいずれかの条件を満たす場合は、応益割を減額する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7割軽減 合算額 ≤ 33万円 ・ 5割軽減 合算額 ≤ 33万円 + 24.5万円 × 世帯主を除く被保険者数 ・ 2割軽減 合算額 ≤ 33万円 + 35万円 × 被保険者数 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的に国民健康保険と同様 ・ ただし、保険料の軽減について、 <ul style="list-style-type: none"> ①20年度における当面の対策として、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 7割軽減世帯のうち8月まで年金から支払っている者については、10月からは保険料を徴収しない等 ②21年度以降の対策として、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 7割軽減世帯のうち、長寿医療制度の被保険者の全員が年金収入80万円以下(その他の各種所得はない)の世帯について9割軽減とする 等 <p style="text-align: center;">の対策が行われることとされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税で本人の年金収入等が80万円以下の者等: 保険料基準額 × 0.5* ・ 世帯全員が市町村民税非課税で本人の年金収入等が80万円超の者等: 保険料基準額 × 0.75* <p style="text-align: center;">* 標準的な割合</p>
給付への反映	<p>保険料免除期間については、基礎年金の国庫負担に相当する額が給付に反映される。</p>	<p>一般の者と同じ給付内容</p>		
		ただし、所得等に応じ、自己負担割合や一部負担金の上限は相違		ただし、所得等に応じ、利用者負担の上限は相違

<保険料の減免・設定のイメージ>

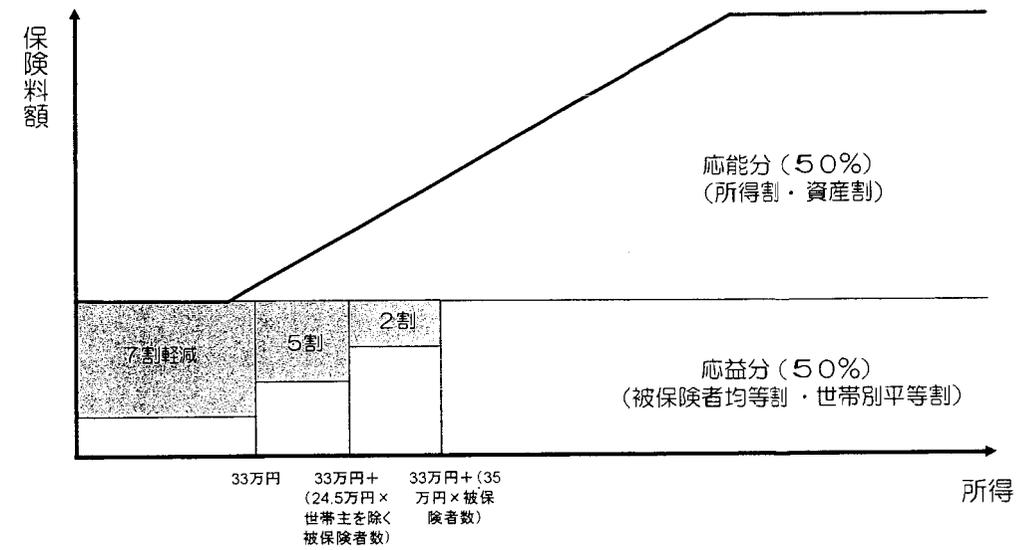
国民年金



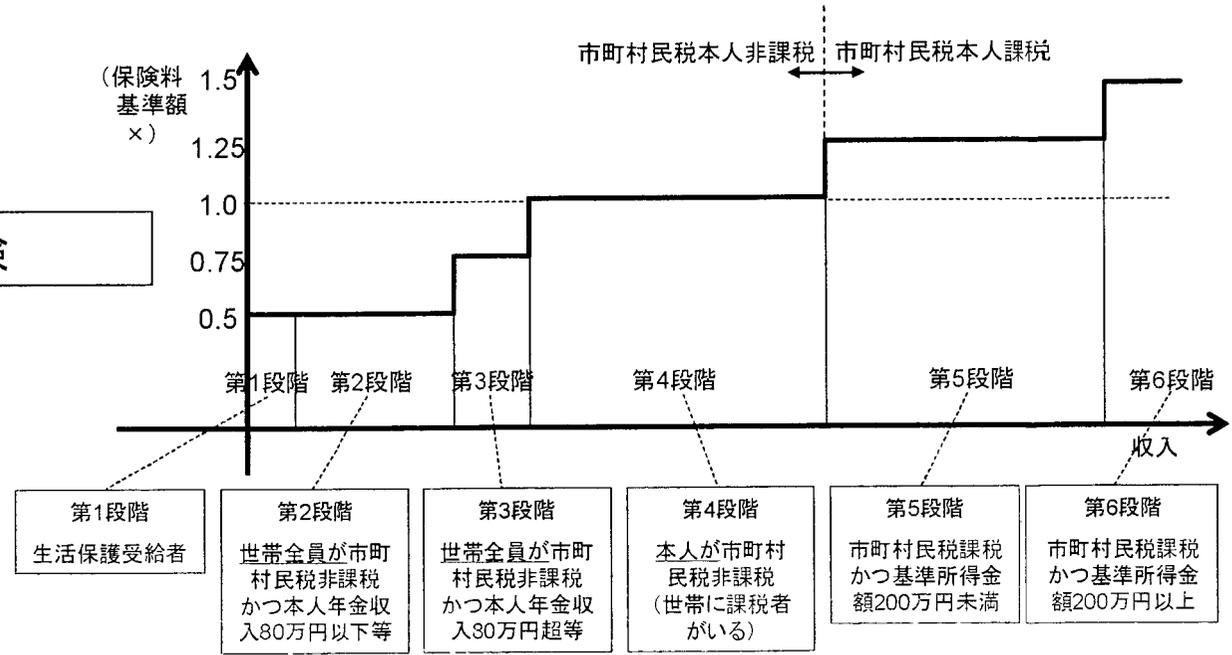
- ・ 1/4免除期間に係る給付：満額年金の7/8
- ・ 半額免除期間 " " " 3/4
- ・ 3/4免除期間 " " " 5/8
- ・ 全額免除期間 " " " 1/2

国民健康保険

* 長寿医療(後期高齢者医療)も原則は同じ



介護保険



国民年金における所得比例制の検討経緯

- 所得比例年金の導入は、国民年金制度の創設時にも検討されたが、制度の対象者に所得の低い者が多く、その所得の把握も困難であり、所得に応じた拠出を求めることは技術的に不可能であることから、さしあたって、定額拠出・定額給付の仕組みをとることとされた。

社会保障制度審議会「国民年金に関する答申」(昭和33年)(抄)

四、拠出金

…国民年金の対象には、所得能力が低く、その把握も困難であり、拠出金の徴収も容易でない人びとが多い。被用者の場合のように、所得に応じて拠出金を徴収することは、技術的に不可能に近い。したがって、収入の多いものも少ないものも、原則として定額とすることはやむを得ない。そしてその結果生ずる逆進性は、むしろ国庫負担によつて補正するのが妥当と考えられる。…

五、基準年金額

拠出金が、所得に比例する場合には、年金額も、たとえそのままの比率ではないにしても、ある程度はこれに比例させるのが通例である。…しかし拠出金が定額であれば年金もまた定額となることはいうまでもない。

- 昭和40年代の高度経済成長と生活水準の向上の中で、自営業者等からも給付水準の向上を望む声が高まり、このような要望に応えるべく、昭和44年の改正で国民年金に付加年金が創設され、さらに翌年には農業者年金基金制度が設けられた。

- 昭和60年改正においても所得比例年金の導入は検討されたが、再び所得把握の困難性等を理由として、今後の検討課題とされた。

「新年金法」(吉原健二著)より

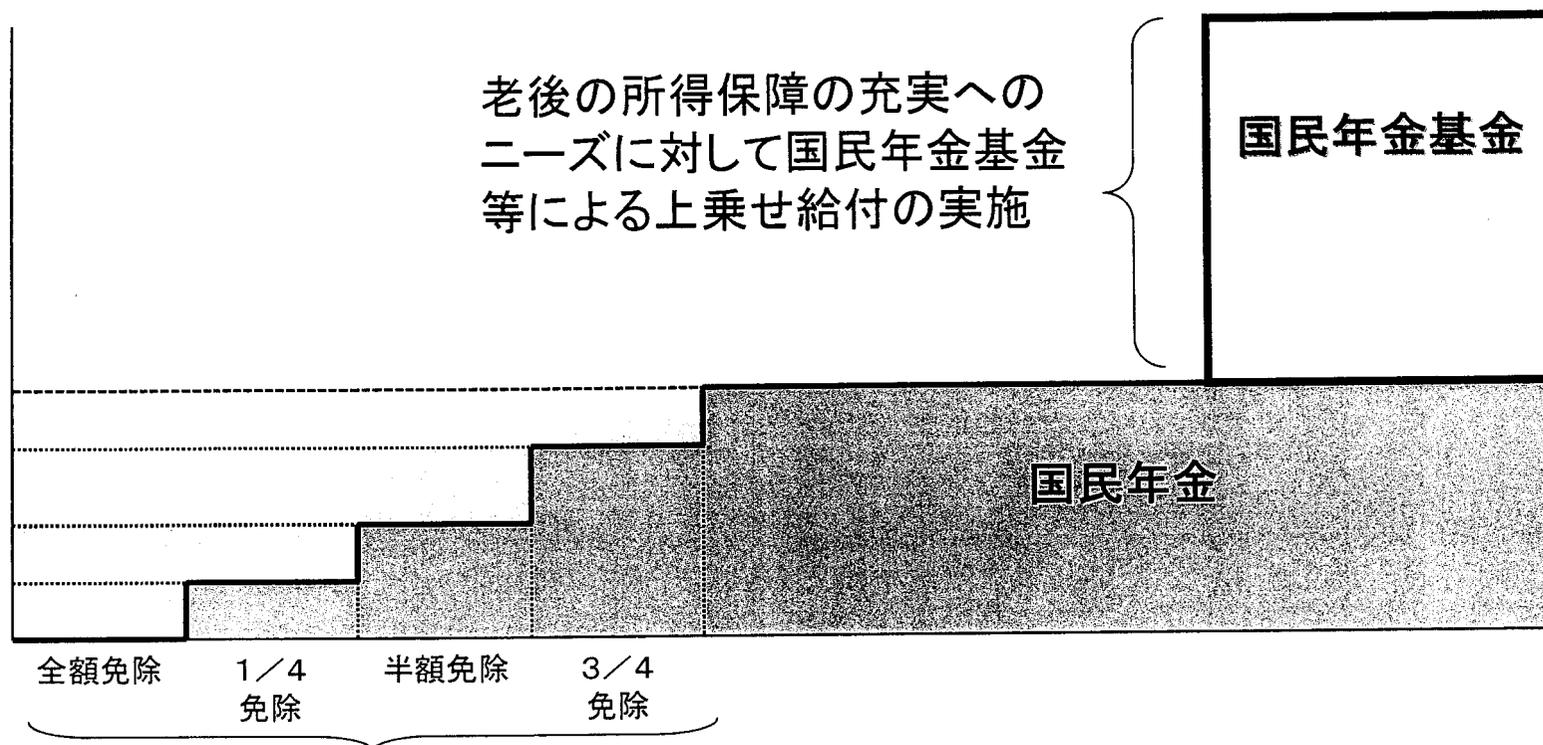
(国民年金の所得比例制の導入を見送った)理由は国民年金創設時と基本的にかわっていない。サラリーマンとちがい、たとえ有業者であっても種々さまざまな業態にわたる国民年金の対象者について、果たして長い期間にわたって全国的な規模で所得の公平で適確な把握ができるかどうかということが最大のネックである。...

...第二の理由は、国民年金の対象者は各種の統計や調査のうえでは所得の低い者が大部分で、所得比例制の導入が実質上それほど大きな意味をもたないと考えられることである。...

三番目に、本人の希望または申告による任意加入制あるいは選択制の所得比例制でもよいではないかという意見がある。...それならいまある国民年金の付加年金制度を改善すれば十分ではないかということになる。

- その後、平成元年改正において、自営業者のための上乗せの年金制度として、国民年金基金制度が整備された。
- このように、国民年金については、加入者にとって魅力ある年金といった観点や、負担能力に応じた保険料拠出といった観点から、所得比例制の導入について検討されてきた経緯があるが、解決すべき課題が多いことから、定額保険料・定額給付の仕組みを維持しつつ、低所得者に対して多段階保険料免除制度の導入等を通じた負担軽減の仕組みを講じるとともに、自営業者の老後生活に対する多様なニーズに応えるために国民年金基金による上乗せ給付を行うという対応を図ってきている。

(参考) 現行制度における自営業者等に対する所得保障の体系



保険料多段階免除制度の導入等による負担能力に応じた保険料負担の仕組みの設定(免除期間に係る給付は国庫負担分を上乗せ)

【国民年金基金の概要】

- 自営業者等(国民年金の第1号被保険者)が、自らの選択により任意で加入。
- 加入は口数制であり、1口目の年金には必ず加入。2口目以降の年金は希望によって加入する。掛金月額
は最高で68,000円。
- 年金額は定額制(20歳から加入の場合、1口目3万円/月、2口目以降1万円/月)で、加入時の年齢によって
年金月額及び掛金が異なる。

国民年金に所得比例制を導入する場合に考えられる 制度類型と主な論点

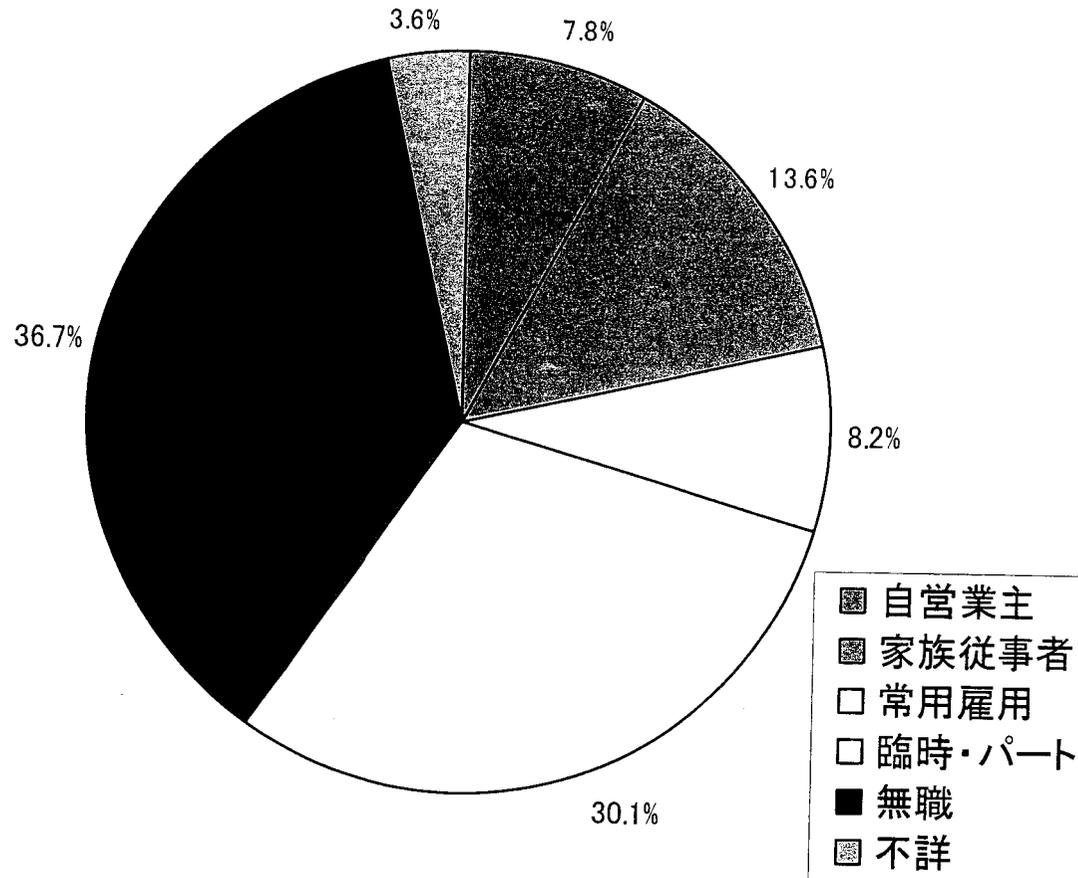
<p>① 1・2階を通じた所得再分配付き所得比例年金に再編</p>	<p>○高所得者から低所得者への世代内での所得移転の仕組みとなることから、所得捕捉がうまく行えないのであれば、加入者が所得を低く申告しようとする動きを誘発し、制度が維持困難となるのではないか。</p> <p>(備考)医療保険や介護保険においては、保険料負担の多寡は給付に反映されないことから、所得を過小に申告するインセンティブは税制と同程度(罰則等の担保あり)であるが、再分配機能のある年金制度とした場合、保険料が低額になれば負担面に加えて給付面でも有利となるため、所得を過小に申告するインセンティブは格段に高くなる。</p>
<p>② 現行の国民年金とは別立てで2階のみの所得比例年金を創設</p>	<p>○賦課方式にした場合には、産業構造の変化の中で自営業者等の人数は長期減少傾向にあり、将来保険集団が縮小し、財政不安を招くおそれがあるのではないか。</p> <p>○賦課方式は世代間での所得移転を行う仕組みであることから、所得捕捉がうまく行えないのであれば、加入者が所得を低く申告しようとする動きを誘発し、制度が維持困難となるのではないか。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>○積立方式にした場合には、自営業者向けの上乗せ年金である国民年金基金と趣旨・内容が同一となり、わざわざ別立て制度を創設する意義がないのではないか。</p>
<p>③ 現行の国民年金に低所得者への軽減保険料を導入</p>	<p>○低所得者への給付を保険料財源で賄おうとした場合、世代内での所得移転の仕組みとなることから、所得捕捉がうまく行えないのであれば、加入者が所得を低く申告しようとする動きを誘発し、制度が維持困難となるのではないか。</p> <p>○従って、低所得者にフルペンを支払おうとすれば、財源は公費に求めるより他にないが、その財源を如何に確保するか。</p> <p>○保険料の多寡を問わずフルペンを支払うこととした場合、被保険者の保険料納付意欲を大幅に阻害することになるのではないか。</p>

※上記のほか、所得に応じた保険料の設定を1号被保険者2,100万人全員に対して行う必要が出てくるが、国が保険者として十分な体制整備が可能か、市町村の協力を得られるかといった実務上の論点も挙げられる。

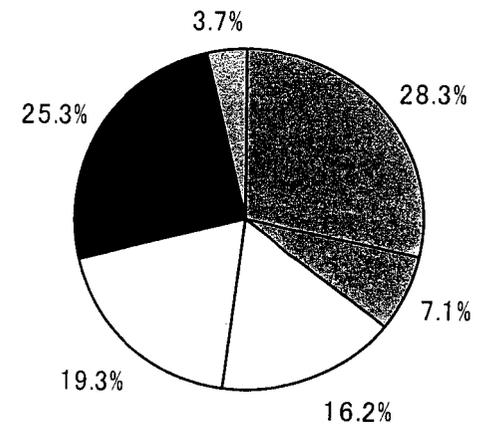
子育て世帯の就労状況及び 経済的負担等に関する資料

女性第1号被保険者の就業状況

女性第1号被保険者の就業状況を見ると、自営業者グループ(自営業主・家族従事者)に属する層は2割程度であり、無職(36.7%)、臨時・パート(30.1%)の占める割合が高くなっている。

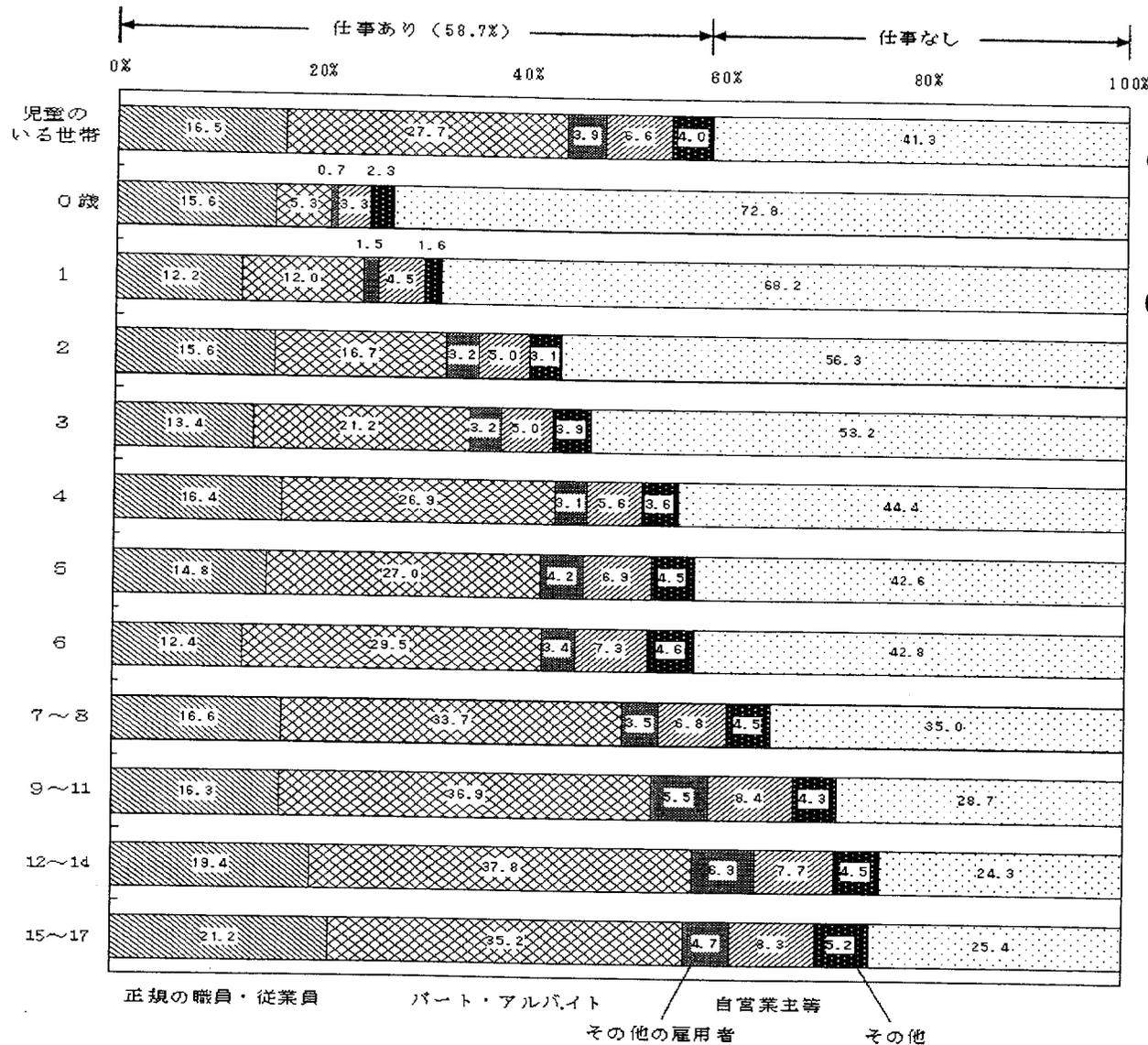


(参考) 男性第1号被保険者の就業状況



【資料出所】
 社会保険庁「平成17年国民年金被保険者実態調査」をもとに
 厚生労働省年金局にて作成

児童のいる世帯における母親の就労状況



○児童のいる世帯の母の仕事の有無をみると、「仕事あり」は58.7%となっている。

○特に末子が0~3歳の間に於いて、出産・育児に伴い自営業・家族従事を含めて就労から離脱する母親が多いことが推察される。

【資料出所】
厚生労働省
平成18年国民生活基礎調査の概況

注：1) 「その他の雇用者」には派遣社員、契約社員、嘱託を、「自営業主等」には家族従業者を、「その他」には会社・団体等の役員、家庭内職者を含む。
2) 母のいない世帯及び「母の仕事の有無不詳」は除く。

子どもの年齢別子育てコストと妊娠・出産コスト

1. 0歳児の子育てコストと妊娠・出産コスト

0歳児の平均的な子育てコストの年間総額は、約50万6千円、妊娠・出産コストの平均金額は、約50万4千円である。妊娠・出産と0歳児の子育てコストを合計すると、約100万円の支出となる。

図表 0歳児の子育てコスト

費目	平均額(円)
ベビー用品・衣料	198,602
家具・寝具類	23,268
生活用品・器具、消耗品	100,087
衣類	75,247
育児費	132,918
食費、おやつ	57,042
保育園費	12,932
延長保育・夜間保育費	1,423
ベビーシッター・一時保育費	3,743
その他保育	322
保健・医療費	38,830
保健・医療機関窓口での支払額	17,181
保健・医療機関等までの交通費	14,232
薬局・薬店等で購入した医薬品類	7,417
教育・娯楽品費(玩具・CD等)	18,626
お祝い行事関係費	72,723
子育てのための預貯金・保険	101,765
合計	506,007

図表 妊娠・出産コスト

費目	平均額(円)
出産費	454,833
定期検診(交通費を含む)	90,215
分娩・入院	364,618
妊娠期間中の出産準備費	48,849
妊婦用品・衣料等	25,215
妊娠中の運動・学習等	6,480
妊娠中の家事・育児補助関連	6,201
胎教用品・教室等	600
里帰り出産	7,965
妊娠・出産前後の交通費	2,388
合計	503,683

2. 1歳～6歳児の子育てコスト

1歳～3歳の子育てコストは50万円前後、4歳～6歳の子育てコストは65万円前後となっている。1～6歳の子育てコストの平均額を合計すると、約340万円である。

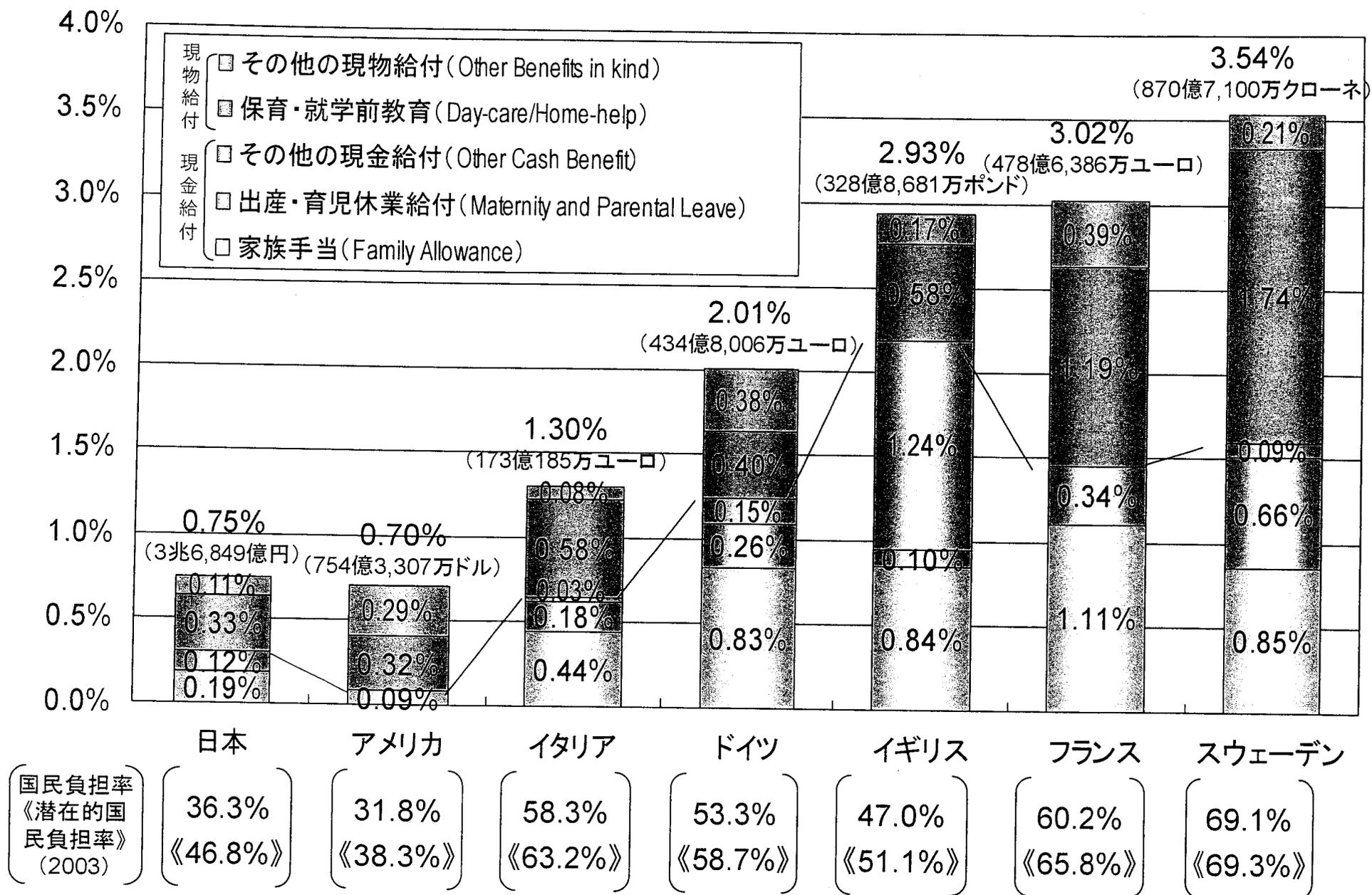
図 1歳～6歳児の子育てコスト

費目	平均額(円)						
	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	1～6歳合計
育児費	80,499	79,756	104,738	105,835	121,083	109,770	601,681
食費、おやつ(給食以外)	56,338	60,128	87,004	67,640	91,013	83,098	445,221
保健・医療費	24,161	19,628	17,734	38,195	30,070	26,672	156,460
保健・医療機関窓口での支払額	14,919	12,699	12,504	31,886	19,071	18,505	109,584
保健・医療機関等までの交通費	2,909	2,705	2,074	2,213	5,615	3,073	18,589
薬局・薬店等で購入した医薬品類	6,333	4,224	3,156	4,096	5,384	5,094	28,287
子ども用品・衣料費	122,633	115,459	85,832	80,855	79,542	88,915	573,236
衣類	41,890	36,041	40,004	42,123	42,347	39,779	242,184
生活用品・器具、消耗品、家具類	55,914	35,886	23,554	12,798	10,582	13,554	152,288
おもちゃ・遊び道具類	22,819	40,518	18,333	20,089	18,271	21,615	141,645
文具・学習用品類	2,010	3,014	3,941	5,845	8,342	13,967	37,119
幼稚園・保育園関係費	90,188	97,192	155,617	258,870	277,346	249,732	1,128,945
幼稚園・保育園費用	82,091	81,183	144,487	254,262	271,204	243,336	1,076,563
延長保育・夜間保育費	1,121	2,802	3,305	3,604	4,775	4,599	20,206
ベビーシッター・一時保育費	4,715	12,046	7,032	991	1,152	1,750	27,686
その他保育	2,261	1,161	793	13	215	47	4,490
幼稚園・保育園以外での教育費	21,367	61,484	42,755	39,228	48,241	55,315	268,390
習い事、おけいこ	2,771	8,839	24,031	26,838	39,848	44,921	147,248
家庭教育用品・通信教育費	18,466	52,521	18,471	12,298	7,942	10,286	120,004
子ども会・体験活動・地域活動	110	124	253	92	451	108	1,138
おこづかい	29	14	9	308	1,081	1,495	2,936
お祝い行事関係費	29,144	23,612	29,910	30,771	30,457	31,623	175,517
子育てのための預貯金・保険	120,914	137,326	97,446	104,447	101,598	97,390	659,121
合計	464,774	514,841	516,308	620,316	659,349	634,241	3,409,826

注: 表中の「1～6歳合計」とは、1歳から6歳のそれぞれの平均額を合計したものである。

【資料出所】
財団法人 こども未来財団
「子育てコストに関する調査研究」(平成15年3月)

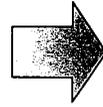
各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較(2003年)



(資料) OECD : Social Expenditure Database 2007 (日本のGDPについては内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算(長期時系列)」による。

仕事と生活の調和の実現と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的なコストの推計

児童・家族関連社会支出額(19年度推計)
約4兆3,300億円
(対GDP比0.83% 欧州諸国では2~3%)



推計追加所要額 1.5~2.4兆円
(Ⅰ 約1兆800億円~2兆円 Ⅱ 2,600億円 Ⅲ 1,800億円)

I 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

関連社会支出額(19年度推計) 約1兆3,100億円 → 追加的に必要となる社会的コスト +1兆800億円~2兆円

- 未就学児のいる就業希望の親を育児休業制度と保育制度で切れ目なく支援(特に3歳未満の時期)
 - ・ 第1子出産前後の継続就業率の上昇(現在38%→55%)に対応した育児休業取得の増加
 - ・ 0~3歳児の母の就業率の上昇(現在31%→56%)に対応した保育サービスの充実(3歳未満児のカバー率20%→38%、年間5日の病児・病後児保育利用)
 - ・ スウェーデン並みに女性の就業率(80%)、保育(3歳未満児)のカバー率(44%)が上昇、育児休業や保育の給付水準を充実した場合も推計
- 学齢期の子を持つ就業希望の親を放課後児童クラブで支援
 - ・ 放課後児童クラブの利用率の上昇(現在小1~3年生の19.0% → 60%)

II すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

関連社会支出額(19年度推計) 約2兆5,700億円 → 追加的に必要となる社会的コスト +2,600億円

- 働いているいないにかかわらず一定の一時預かりサービスの利用を支援
 - ・ 未就学児について月20時間(保育所利用家庭には月10時間)の一時預かり利用に対して助成

III すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

関連社会支出額(19年度推計) 約4,500億円 → 追加的に必要となる社会的コスト +1,800億円

- 地域の子育て基盤となる取組の面的な推進
 - ・ 望ましい受診回数(14回)を確保するための妊婦健診の支援の充実
 - ・ 全市町村で生後4か月までの全戸訪問が実施
 - ・ 全小学校区に面的に地域子育て支援拠点が整備
 - ・ 全小学校区で放課後子ども教室が実施(「放課後子どもプラン」)

- ※ 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、取組が進んだ場合に達成される水準として設定される10年後の数値目標と整合をとって試算している。
- ※ これは、現行の給付・サービス単価(利用者負担分を含まない)をベースにした試算であり、質の向上、事業実施主体の運営モデル・採算ベース、保育所や幼稚園の保育料等利用者負担などの関係者の費用負担のあり方等については勘案していない。
- ※ 児童虐待対応、社会的養護や障害児へのサービスなど、特別な支援を必要とする子どもたちに対するサービスの費用の変化に関しては、この推計には含まれていない。
- ※ これは、毎年ランニングコストとして恒常的に必要となる額を推計したものであるが、これらのサービス提供のためには、この恒常的な費用のほかに、別途施設整備や人材育成等に関してのコストを要する。
- ※ 現在の児童数、出生数をベースにした推計であり、この費用は児童数、出生数の増減により変化する。なお、3歳未満児数で見ると、平成18年中位推計では現在と比べて10年後で8割弱、20年後で約3分の2の規模に減少するが、国民の結婚や出産に関する希望を反映した試算では10年後で95%、20年後でも93%の規模を維持する。
- ※ 児童手当については、別途機械的に試算。

(第9回社会保障審議会年金部会(平成20年6月19日)配付資料2)

第3号被保険者制度と これを巡るこれまでの議論の整理等

第3号被保険者制度と同制度に対する指摘

昭和60年改正前

- 国民年金制度発足時（昭和36年）は、厚生年金が世帯単位の給付設計となっていたことを踏まえ、被用者年金の被保険者の妻については、国民年金の強制適用の対象とはせず、任意に加入できることとしていた。
- その結果、妻が国民年金に任意加入していた場合には、夫婦2人分の水準である夫の厚生年金と妻の国民年金が支給されることとなり、世帯でみた所得代替率は、成熟時には109%（*）になると予測された。* 夫が厚生年金40年加入、妻が国民年金40年加入した場合
一方、妻が任意加入していない場合は、障害年金が支給されず、さらに、離婚した場合の年金の保障が及ばないという問題があった。

昭和60年改正後

- サラリーマン世帯の専業主婦についても、第3号被保険者として国民年金の強制適用対象とし、独自の年金権を付与するとともに、妻の基礎年金を含めた世帯での給付水準を妻が任意加入していない場合の水準に適正化した。
- その際、第3号被保険者については、独自の保険料負担を求めず、基礎年金給付に必要な費用は、被用者年金制度全体で負担することとした。

《第3号被保険者制度に対する指摘》

- 専業主婦は、被保険者本人が保険料を負担せずに、基礎年金の給付を保障されている。
- 特に、一定程度の給与所得がある場合であっても、被保険者本人が保険料を負担せずに、基礎年金の給付を保障されている。
- 女性の就労に悪影響を与えている。

《検討に当たって考えられる論点》

- 平成16年改正において、「被扶養配偶者に対する年金たる給付に関しては、(中略)、被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料について、当該被扶養配偶者が共同して負担したものである」ことを基本的認識とする旨が厚生年金保険法の規定として明記されるとともに、これを踏まえて離婚時等において、第3号被保険者の請求によって、第3号被保険者期間に係る配偶者の厚生年金についてその2分の1を分割する制度(いわゆる3号分割制度)が平成20年4月より施行されることにより、一定の整理がなされているが、これをどのように踏まえて議論を進めるか。
- 制度発足以来、第3号被保険者数は約1,100万人、女子人口の3分の1を占めてきており、現在でも1,079万人(平成18年度末)の第3号被保険者がいる。年金を受給している夫婦世帯について見ると、夫の現役時代の経歴が正社員中心であった世帯の6割以上の世帯では、妻が厚生年金に本格的に加入していなかったものと考えられる。こうした実態をどう踏まえるか。(参考3)
- 内閣府が平成15年2月に行った「公的年金制度に関する世論調査」(参考5)によれば、「専業主婦等も、別途保険料を負担する仕組みとすること」や、「保険料を負担しないのだから、専業主婦等への年金は減額するしくみとすること」については、肯定的な意見は多くなかったという結果をどのように踏まえるか。

- 第3号被保険者制度も含め、生計維持関係に着目した年金制度上の諸制度(*)について検討する際には、個人単位と世帯単位、応能負担と応益負担、公平性の確保といった社会保障制度としての基本に関わる問題がある。
- したがって、社会保障制度全体の将来の方向性を論ずる中で、社会保障制度の中核をなす年金制度における様々な課題への対応等の環境整備の進展を十分に考慮しつつ、将来像を考えていく必要があるのではないか。
- その際、将来の社会経済情勢、雇用市場の変化などの実態や、所得保障制度としての年金制度の在り方を踏まえる必要もあるのではないか。

* 公的年金制度においては、被保険者とその被扶養者との生計維持関係に着目した制度が設けられてきている。

- ・ 遺族年金制度(中高齢寡婦加算制度などを含む)
- ・ 配偶者や子に対する加給・加算制度(振替加算制度を含む)
- ・ 第3号被保険者制度

※ 健康保険制度においても、被保険者の被扶養者に対する給付として家族療養費等がある。

《諸外国における取扱い》

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
制度名	老齢遺族障害保険 (OASDI)	国民保険 (National Insurance)	労働者年金保険	一般制度	老齢年金
配偶者に係る年金給付	夫(妻)の年金の 50% ^(注1) を妻(夫)自 身の年金として支給	夫の基礎年金の 60% ^(注2) を妻自身の 年金として支給	なし	年金受給者の年金 に加給 ^(注3)	なし
被扶養の妻への給付月額	平均504.1ドル [約54,000円] (2005年)	満額236ポンド ^(注4) [約56,200円] (2008年)	—	満額50.81ユーロ [約8,400円] (2008年)	—

(注1) 配偶者自身が被保険者として保険料を納付したことによる老齢年金又は障害年金を受給している場合には、その額だけ配偶者年金は減額される。(配偶者本人の老齢年金又は障害年金の額が配偶者年金を上回る場合には、配偶者年金は支給されない。)

(注2) 妻自身が被保険者として保険料を納付したことによる老齢年金を受給している場合には、①基礎年金については、自身の保険料納付に基づく基礎年金と夫の保険料納付に基づく配偶者年金を基礎年金の満額まで併給でき、②付加年金については、最高限度額(=保険料徴収上限に応じて保険料を支払った場合の受給額)を超えない限り、合計額を受給できる。

*イギリスの公的年金は被用者・自営業者を対象とする「基礎年金」と被用者を対象とする「付加年金」(国家第二年金)から構成される。なお、被用者については基礎年金と付加年金は一体的に適用されている。また、付加年金については、被用者であっても適格企業年金(拠出建てのものを除く。)に加入することを条件として付加年金からの脱退(コントラクティング・アウト)を選択した者については適用しない。

(注3) 老齢年金及び障害年金を受給できない65歳以上の配偶者(配偶者が障害を有する場合には60歳以上)を扶養している被保険者の年金に対して加算される。

(注4) 週額54.35ポンドを52で乗じて12で除した額

※各国通貨の換算レートは基準外国為替相場及び裁定外国為替相場(財務大臣公示)による。(米ドルは当該年の平均値、その他の通貨は2008年1月1日～6月30日適用分)

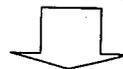
女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会報告書 平成13年12月(参考6)

- 第3号被保険者制度の見直し案(6案)を整理し議論を行った。

社会保障審議会年金部会における検討

- 平成14年12月厚生労働省がとりまとめた「年金改革の骨格に関する方向性と論点」における第3号被保険者制度の見直し案(年金分割案、負担調整案、給付調整案、第3号被保険者縮小案:参考7)をもとに議論を行った。
- 議論では、短時間労働者への厚生年金の適用拡大等により、第3号被保険者を縮小していく方向性については一致したが、その他の案については多くの論点があり、1つの案のみが多数の賛同を得られなかった。

社会保障審議会年金部会の意見(参考8)



- 現行制度においては、片働き世帯と共働き世帯について、夫婦の標準報酬の合計額が同じであれば夫婦2人でみた保険料負担も年金給付も同額であり、世帯単位で見れば、給付と負担の公平性は保たれている。しかしながら、第3号被保険者が、直接の保険料負担はなくても基礎年金給付を受けられることについて、個人単位でみて給付と負担の公平を図っていくという観点から見直すべきであるとする考え方がある。あるいは、世帯単位でみた場合の給付と負担の公平を維持しつつ、個人単位化を進めるべきであるという考え方もある。
- 本部会の議論では、(中略)少なくとも就業形態の多様化等の状況を踏まえ、基本的には短時間労働者への厚生年金の適用拡大等により、第3号被保険者を縮小していく方向性については一致した。
ただし、現実の第3号被保険者の短時間労働者としての就労状況からみて、現時点での縮小効果は小さいとの意見があった。
- 本部会においては、見直し案のそれぞれについて各委員から様々な観点から多様な意見が出される中、第3号被保険者制度の見直しについて、将来を展望し、ライフコースの多様化に対応できる方向で見直しに取り組むべきであるという意見が多かった。
- その見直しに当たっては、男女を問わずライフコースの中で育児、介護その他の事由から被扶養配偶者となる時期は誰にも生じるものであり、働いて第2号被保険者となっている者や第1号被保険者と、第3号被保険者期間にある者とを対立するものであるかのようにとらえることは適当ではない。生き方、働き方の個々人の多様な選択と移行に年金制度も円滑に対応していけることを基本に見直しを進めるべきである。

『持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて』(厚生労働省案) 平成15年11月(参考9)

- 短時間労働者への厚生年金の適用拡大により、第3号被保険者を縮小していく。
- 現行制度における世帯単位での給付と負担の均衡を踏まえながら、できる限り個人単位での給付と負担の関係に向けて制度を見直していくという観点から年金分割を導入する。

※ 年金分割の具体的仕組み

婚姻期間中の分割であり、世帯での給付額をできる限り維持するため、夫婦がともに65歳に達した時点で年金の分割の効力を発生させることを基本とする。また、保険料納付記録の分割は、今後の第3号被保険者期間について行うものとする。

与党年金制度協議会『平成16年年金制度改正について』平成16年2月(参考10)

- 被扶養配偶者を有する厚生年金の加入者が負担した保険料は夫婦で共同して負担したものであり、被扶養配偶者にも潜在的な権利があることは基本であるが、離婚時など分割の必要な事情がある場合に分割できることとした。

法制化(平成16年2月国会提出)

国会において審議、成立(平成16年6月)

- 第3号被保険者期間についての厚生年金の分割については、平成20年4月施行。

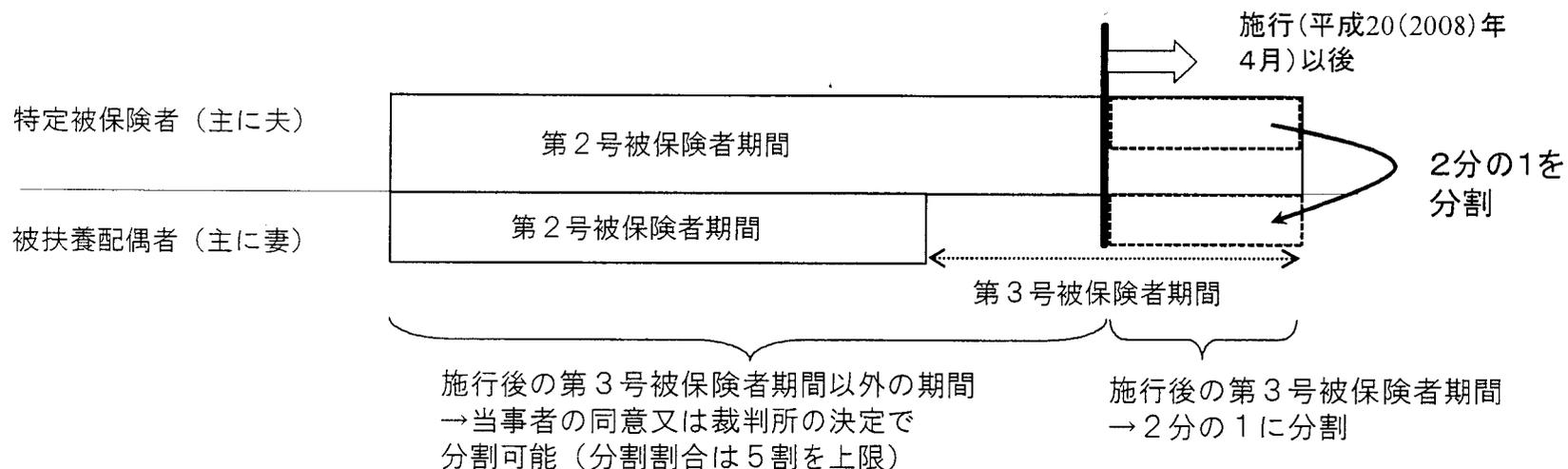
平成16年改正法

厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

(被扶養配偶者に対する年金たる保険給付の基本的認識)

第78条の13 被扶養配偶者に対する年金たる保険給付に関しては、第三章に定めるもののほか、被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料について、当該被扶養配偶者が共同して負担したものであるという基本的認識の下に、この章の定めるところによる。

【離婚した場合の厚生年金の分割のイメージ】



※ 改正法附則において、「短時間労働者に対する厚生年金適用」について、総合的に検討し、必要な措置を講ずる旨を規定。

政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組
に向けての意見 「高齢者の自立した生活に対する支援について」(抜粋)
(平成20年6月13日 男女共同参画会議)

4. 分野別にみた課題と取組

(2) 高齢期の経済的自立につなげるための制度や環境の整備

ア. 多様なライフスタイルに中立的な税制・社会保障制度の構築

① 女性の経済的自立を阻害しない制度への見直し

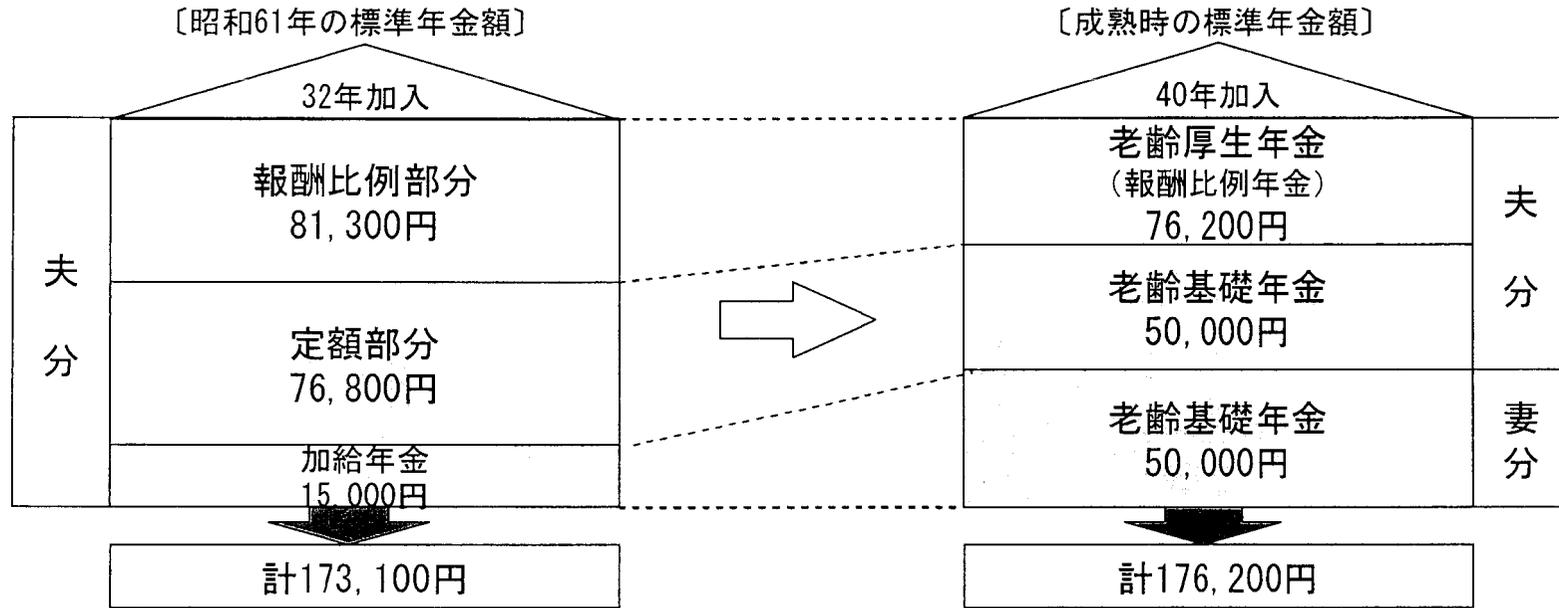
○ 第3号被保険者制度の在り方の検討(厚生労働省)

第3号被保険者制度については、希望する女性が働きやすい就業環境整備の加速化を前提としつつ、経済的自立を阻害しない方向で縮小・廃止を含めてその在り方について検討を進める。その際には、第3号被保険者と位置付けられていた女性の給付水準の単純な引き下げにならないよう、所得分割制度(*)の一層の徹底を含め、女性の現状を踏まえた上で、高齢期の所得保障の在り方の視点から検討する必要がある。

* 「所得分割制度」に関しては、平成16年年金制度改正において、「被扶養配偶者に対する年金たる給付に関しては、(中略)、被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料について、当該被扶養配偶者が共同して負担したものである」ことを基本的認識とする旨が、厚生年金保険法の規定として明記されるとともに、これを踏まえて、離婚時等において、第3号被保険者の請求によって、第3号被保険者期間に係る配偶者の厚生年金についてその2分の1を分割する制度(いわゆる3号分割制度)が導入されている。(平成20年4月1日施行)

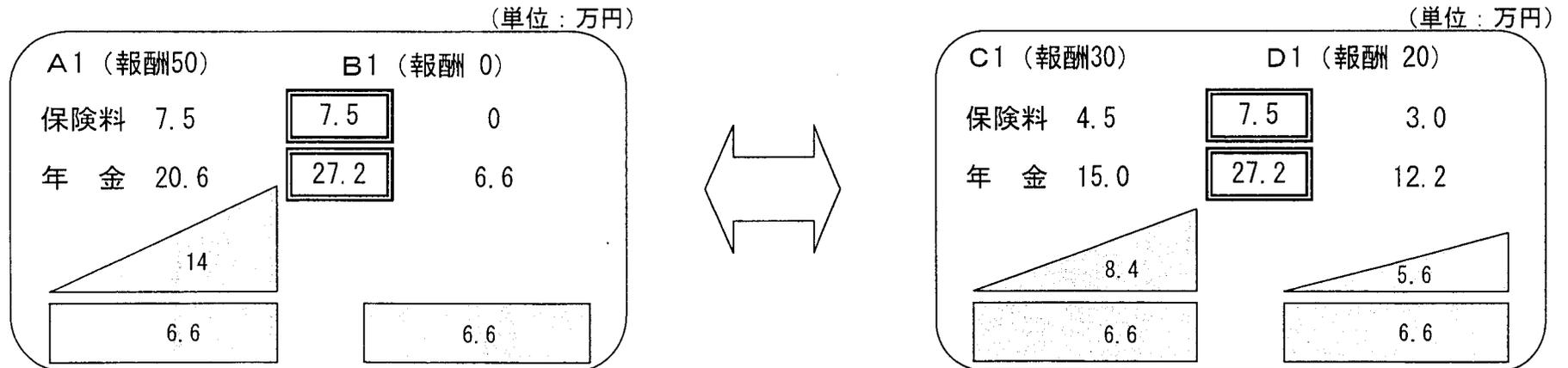
世帯単位でみた負担と給付のイメージ

<基礎年金導入による給付構造の変化（イメージ）>



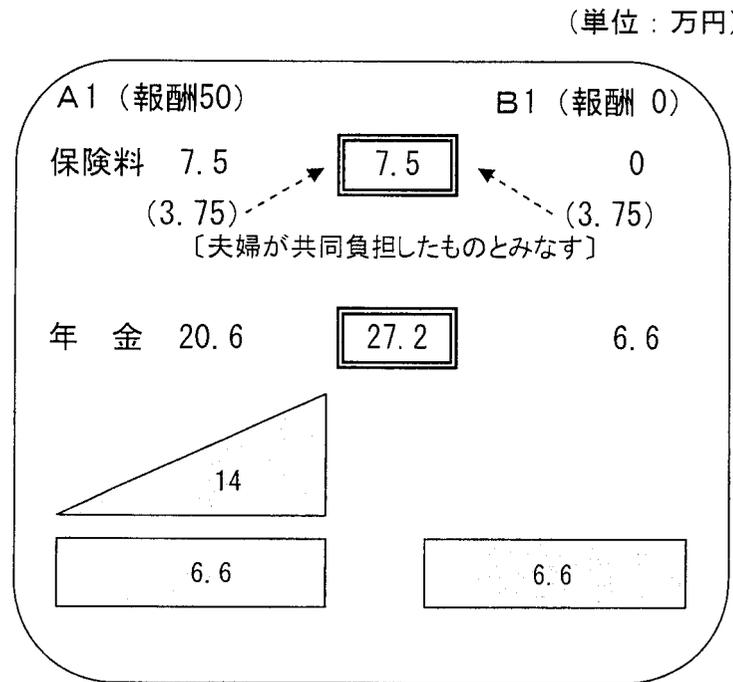
<基礎年金導入後の保険料負担と給付（イメージ）>

◎夫婦世帯で標準報酬が同じであれば、保険料負担は同額で給付も同額

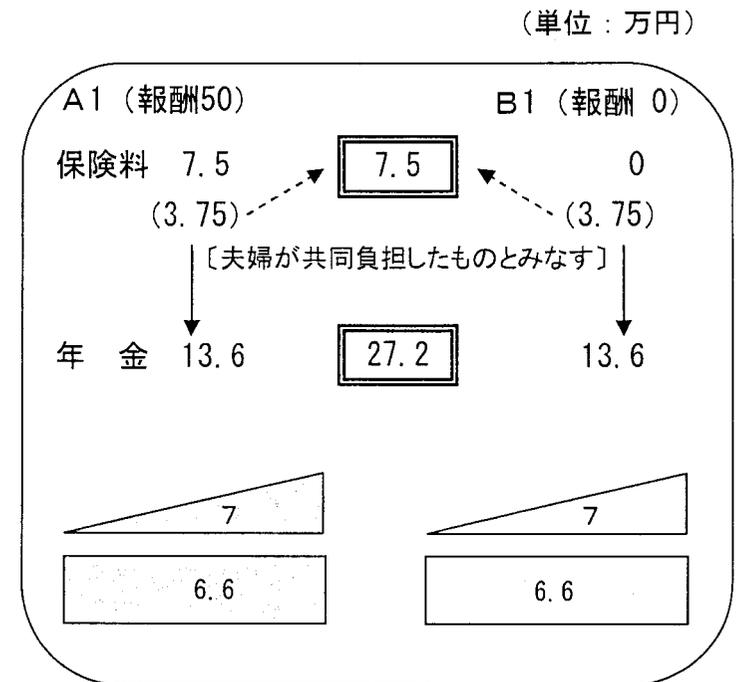


< 3号分割制度（イメージ） >

◎第2号被保険者が納付した保険料は、夫婦が共同負担したものとみなして、納付記録を分割し、この記録に基づき夫婦それぞれに給付する。



離婚
→



※婚姻期間40年とした場合(実際には、婚姻期間に応じて分割が行われるため、年金額もそれに応じて変わる。)

第3号被保険者数の推移

年度	被保険者計	第1号被保険者 (任意加入含む)	第3号 被保険者(A)	20-59歳日本人 女子人口(B)	A/B
	万人	万人	万人	万人	
昭和 61	6,332	1,951	1,093	3,383	32.3%
62	6,411	1,929	1,130	3,398	33.3%
63	6,493	1,873	1,162	3,410	34.1%
平成 元	6,568	1,816	1,179	3,423	34.4%
2	6,631	1,758	1,196	3,430	34.9%
3	6,835	1,854	1,205	3,446	35.0%
4	6,894	1,851	1,211	3,462	35.0%
5	6,928	1,861	1,216	3,479	35.0%
6	6,955	1,876	1,219	3,494	34.9%
7	6,995	1,910	1,220	3,497	34.9%
8	7,020	1,936	1,202	3,503	34.3%
9	7,034	1,959	1,195	3,501	34.1%
10	7,050	2,043	1,182	3,503	33.7%
11	7,062	2,118	1,169	3,505	33.3%
12	7,049	2,154	1,153	3,481	33.1%
13	7,017	2,207	1,133	3,465	32.7%
14	7,046	2,237	1,124	3,443	32.6%
15	7,029	2,240	1,109	3,424	32.4%
16	7,029	2,217	1,099	3,399	32.3%
17	7,045	2,190	1,092	3,376	32.4%
18	7,041	2,123	1,079	3,368	32.0%

資料：社会保険庁「事業年報」、総務省統計局「人口推計」

(注) 日本人人口は10月1日現在、それ以外は年度末現在である。

(年齢別割合)

年度	計	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳
昭和 63	32.3%	5.6%	33.3%	48.5%	45.7%	44.0%	38.4%	31.5%	21.1%
平成 元	33.3%	5.0%	32.1%	49.0%	46.9%	45.5%	38.2%	32.9%	22.4%
2	34.1%	4.7%	30.3%	49.7%	47.8%	46.8%	38.3%	34.0%	24.0%
3	34.4%	5.0%	30.1%	50.0%	48.7%	45.0%	40.7%	35.7%	24.1%
4	34.9%	5.0%	29.0%	49.7%	49.5%	44.7%	42.3%	36.1%	24.9%
5	35.0%	4.9%	28.4%	48.7%	50.6%	44.7%	42.8%	37.4%	24.7%
6	35.0%	4.8%	27.3%	48.5%	50.7%	45.5%	43.8%	36.7%	25.4%
7	35.0%	5.1%	27.0%	47.4%	50.8%	45.9%	44.1%	36.3%	25.5%
8	34.9%	5.3%	26.7%	47.2%	50.1%	44.9%	41.0%	37.3%	26.3%
9	34.9%	4.9%	25.6%	45.5%	50.0%	45.3%	40.2%	38.6%	27.2%
10	34.3%	4.8%	24.7%	44.4%	48.8%	45.5%	39.3%	38.9%	27.3%
11	34.1%	4.9%	23.3%	42.1%	48.9%	45.2%	39.5%	39.0%	26.7%
12	33.7%	4.8%	22.2%	41.8%	47.5%	45.5%	39.7%	39.3%	25.1%
13	33.3%	4.8%	21.1%	39.7%	47.1%	44.9%	40.1%	36.9%	26.9%
14	33.1%	4.9%	20.5%	39.0%	46.5%	44.7%	39.8%	36.6%	27.9%
15	32.7%	4.9%	20.2%	37.7%	45.4%	44.6%	40.1%	36.1%	28.5%
16	32.6%	4.5%	19.7%	36.9%	44.1%	44.3%	40.5%	37.0%	29.0%
17	32.4%	4.8%	19.3%	36.2%	44.3%	42.9%	39.4%	36.9%	30.7%
18	32.3%	5.0%	19.2%	35.0%	42.9%	43.1%	40.3%	37.4%	29.1%

資料：社会保険庁「事業年報」、総務省統計局「人口推計」

(注1) 日本人人口は10月1日現在、それ以外は年度末現在である。

(注2) 第3号被保険者割合は第3号被保険者数を日本人女子人口で割ったものである。

年金を受給している夫婦世帯における現役時代の経歴類型

○年金を受給する夫婦世帯のうち、夫の現役時代の経歴が正社員中心であった世帯は79.3%

○夫の経歴が正社員中心であった世帯のうち6割以上の世帯では、妻が厚生年金に本格的に加入していなかったものと考えられる。

(%)

		妻の現役時代の経歴類型							
		合計	正社員中心	常勤パート中心	アルバイト中心	収入を伴う仕事をしていない期間中心	中間的な経歴	自営業中心	不明
夫の現役時代の経歴類型	合計	100.0	19.5	6.7	4.4	26.3	20.4	7.5	15.1
	正社員中心	79.3	17.2	5.6	3.2	23.8	17.6	1.8	10.1
		(100)	(22)			(63)		(2)	(13)
	常勤パート中心	0.4	0.1	0.2	0.0	0.1	-	-	-
	アルバイト中心	1.3	0.2	0.1	0.4	0.2	0.1	0.1	0.2
	自営業中心	9.0	0.8	0.2	0.5	1.2	0.4	4.6	1.3
	収入を伴う仕事を していない期間中心	0.2	0.0	-	-	0.1	-	-	0.0
	中間的な経歴	2.6	0.3	0.3	0.1	0.2	1.3	0.0	0.4
不明	7.3	0.9	0.3	0.2	0.8	1.0	0.9	3.2	

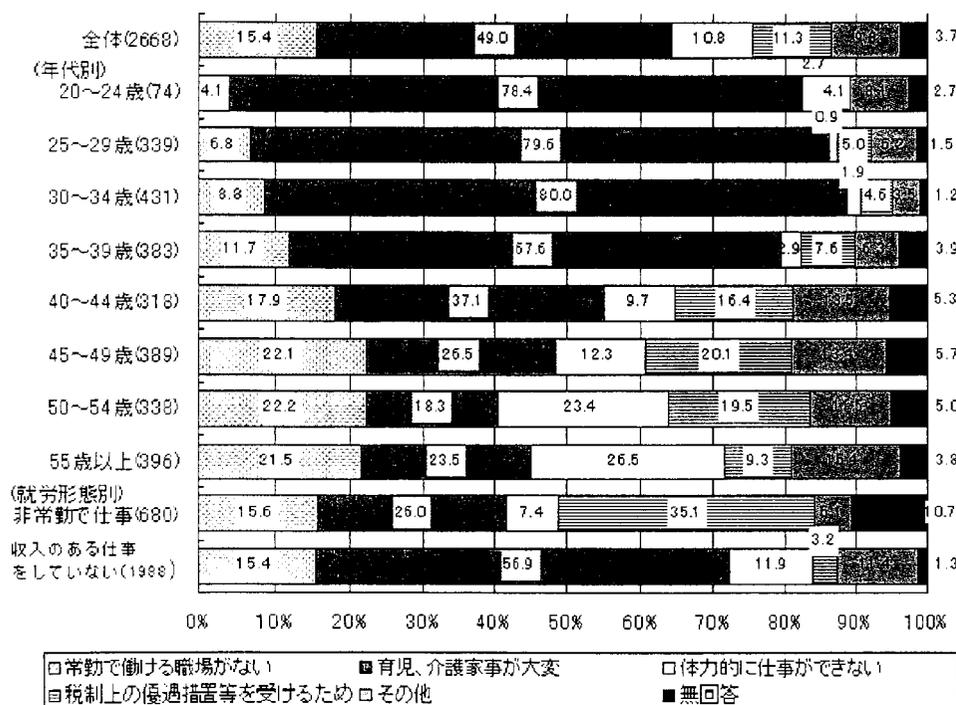
注) 「正社員中心」とは20歳から60歳までの40年間のうち20年を超えて正社員等であった経歴を持つ方であり(他も同様)、
「中間的な経歴」とはいずれの職業も20年以下であるような経歴の方である。

出典：老齢年金受給者実態調査(平成18年11月調査)

第3号被保険者制度の実態について

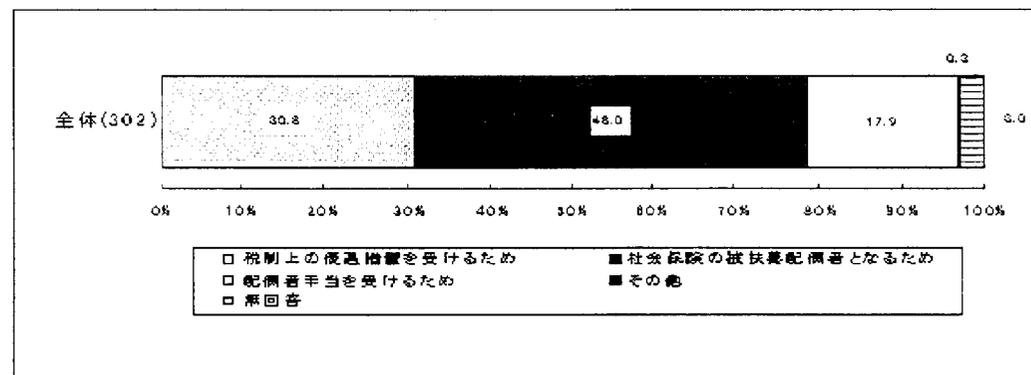
- 第3号被保険者制度が女性の就労に悪影響を与えているとの指摘について、以下の調査結果がある。
- 第3号被保険者が常勤の仕事をしていない理由として、「税制上の優遇措置や扶養家族としての取扱いを受けられるようにするため」をあげているのは、全体の11.3%。
その内の48.0%が「社会保険の被扶養配偶者となるため」を理由としている。

第3号被保険者が常勤の仕事をしていない理由(年代別、就業形態別)



「税制上の優遇措置や扶養家族としての扱いを受けられるようにするため」の具体的な理由

(常勤の仕事をしていない理由として「税制上の優遇措置や扶養家族としての扱いを受けられるようにするため」をあげた第3号被保険者)



(注)常勤の仕事をしていない理由として「税制上の優遇措置や扶養家族としての扱いを受けられるようにするため」をあげた第3号被保険者は全体の11.3%である。

女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討報告書より抜粋
女性パートタイム労働者等に関する調査(平成9年3月厚生省年金局)

『公的年金制度に関する世論調査(平成15年2月 内閣府)の概要 (抜粋)』

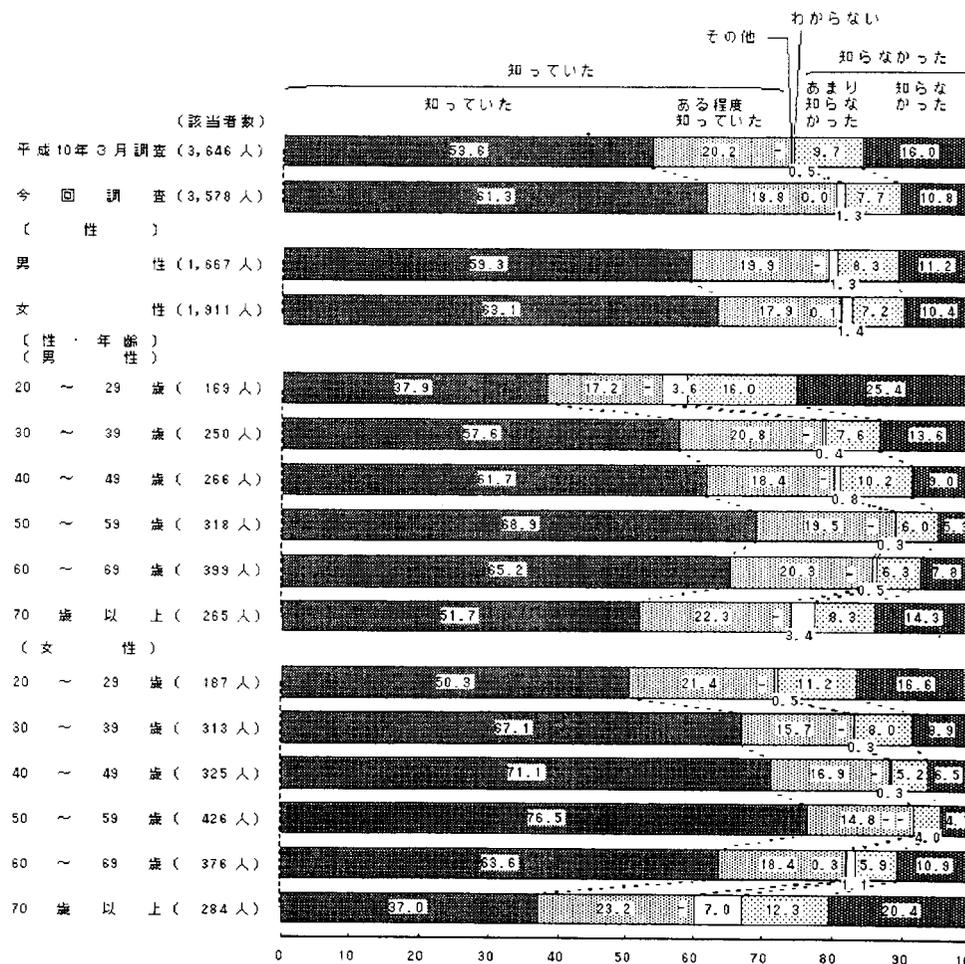
6 第3号被保険者制度について

(1) 専業主婦等の年金保険料の負担についての周知度

サラリーマン家庭の専業主婦等は、現在の制度においては、国民年金の保険料を負担する必要はなく、その配偶者が加入する厚生年金や共済年金からの負担により、老後等に国民年金(基礎年金)が給付される仕組みとなっているが、このことを知っていたか

図16 専業主婦等の年金保険料の負担についての周知度

	平成10年3月	→	平成15年2月	
・知っていた	73.8%	→	80.1%	(増)
知っていた	53.6%	→	61.3%	(増)
ある程度知っていた	20.2%	→	18.8%	
・知らなかった	25.7%	→	18.5%	(減)
あまり知らなかった	9.7%	→	7.7%	(減)
知らなかった	16.0%	→	10.8%	(減)

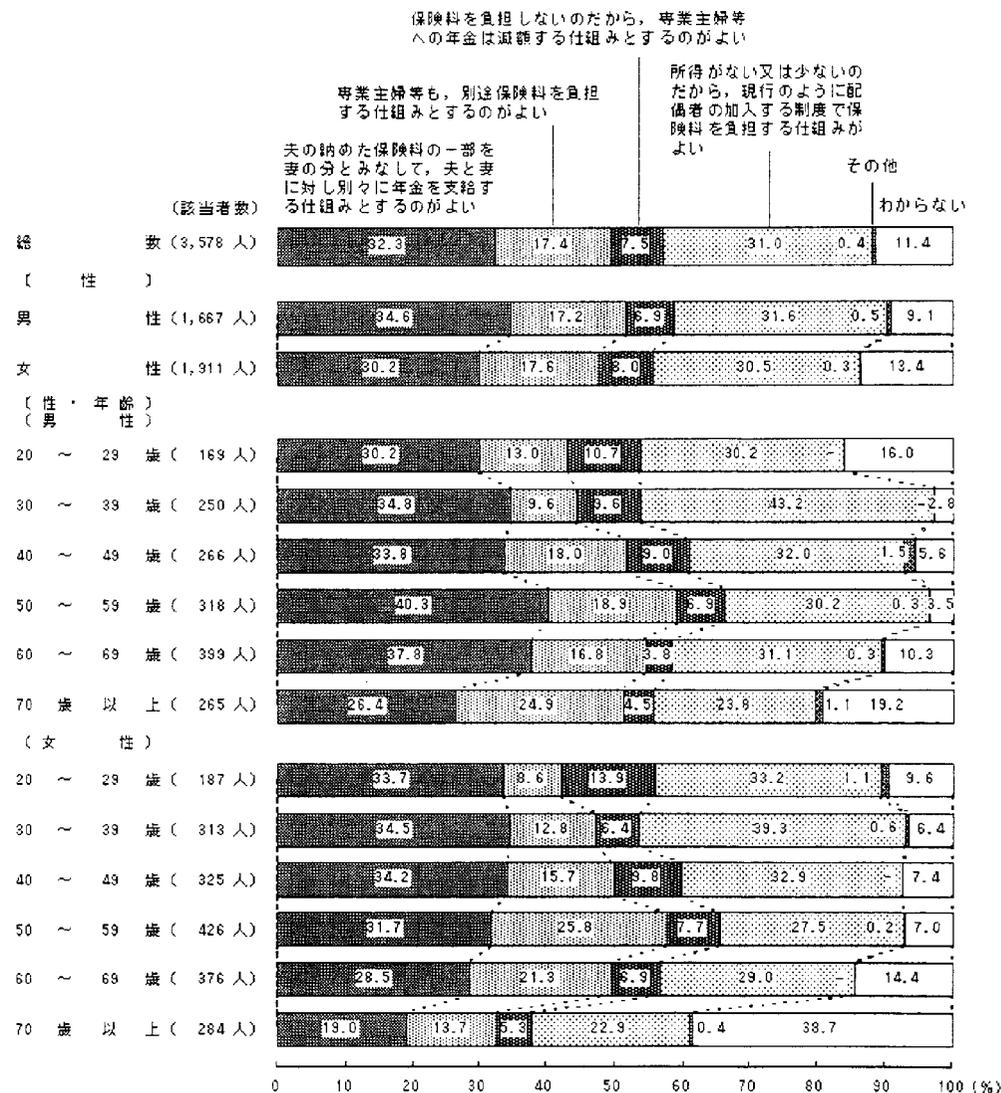


(2) 専業主婦等の年金保険料の負担についての考え方

専業主婦等の年金の給付と負担のあり方について、どのように考えるか

図17 専業主婦等の年金保険料の負担についての考え方

	平成15年2月
・夫の納めた保険料の一部を妻の分とみなして、夫と妻に対し別々に年金を支給する仕組みとするのがよい	32.3%
・専業主婦等も、別途保険料を負担する仕組みとするのがよい	17.4%
・保険料を負担しないのだから、専業主婦等への年金は減額する仕組みとするのがよい	7.5%
・所得がない又は少ないのだから、現行のように配偶者の加入する制度で保険料を負担する仕組みがよい	31.0%



第3号被保険者制度の見直し案

(女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会 報告書)

案	第3号被保険者に係る保険料負担の考え方
現行	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担を負担能力に応じて負担—夫—定率負担】</p> <p>通常は所得のない第3号被保険者に独自の保険料負担を求めることとせず、第3号被保険者に係る拠出金負担は、夫の加入する被用者年金制度全体で定率負担するもの。</p>
第Ⅰ案	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担を負担能力に応じて負担—妻—定率負担】</p> <p>潜在的な持分権の具体化による賃金分割を行った上で、妻自身にも分割された賃金に対して定率の保険料負担を求めるという仕組み。</p> <p>個人で負担し個人で給付を受けるという考え方を、応能負担の仕組みを維持しながら貫くことができ、片働き、共働きを通じて、夫と妻それぞれに給付と負担の連動が明確となる。また、報酬比例部分も含め、離婚した場合の年金給付のあり方が明確となる。</p>
第Ⅱ案	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担を受益に着目して負担—妻—定額負担】</p> <p>第2号被保険者の定率保険料は第3号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、それとは別に、第3号被保険者たる妻自身に、第1号被保険者と同額（現在13,300円）の保険料負担を求めるという仕組み。</p> <p>第3号被保険者も含めて個々人全員が受益に着目した負担という考え方から保険料負担を行うことにより、第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を解消できる。</p>
第Ⅲ案	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担を受益に着目して負担—夫—定額負担】</p> <p>第2号被保険者の定率保険料は第3号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、第3号被保険者のいる世帯の夫には、それに第1号被保険者の保険料と同額（13,300円）を加算した保険料負担を求めるという仕組み。</p> <p>所得のある者から保険料負担を求めるという考え方を貫きつつ、受益に着目した負担という考え方を導入することにより、第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を解消できる</p>

案	第3号被保険者に係る保険料負担の考え方
第IV案	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担を受益に着目して負担—夫—一定率負担】</p> <p>まず第2号被保険者の定率保険料を第3号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、第3号被保険者のいる世帯の夫には、それに第3号被保険者に係る拠出金負担に要する費用を第3号被保険者のいる世帯の夫の賃金総額で割った率を加算した保険料負担を求めるという仕組み。</p> <p>被用者の保険料負担に係る応能負担の考え方を貫きつつ、第3号被保険者について世帯単位での受益に着目した負担という考え方を導入することにより、第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を解消できる。</p>
第V案	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担をより徹底した形で負担能力に応じて負担—夫—一定率負担】</p> <p>夫の賃金が高くなると専業主婦世帯の割合が高まることに着目し、高賃金者について、標準報酬上限を引き上げて、保険料の追加負担を求めるという仕組み。</p> <p>片働き世帯が相対的に高賃金であることに着目して、高賃金者の保険料負担を引き上げることにより、実質的に第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を縮減できる。</p>
第VI案	<p>第3号被保険者を、育児・介護期間中の被扶養配偶者に限るという仕組み（その余の期間については、他案のいずれかの方法で保険料負担を求める。）。</p> <p>第3号被保険者としてのメリットを受けられる期間を育児等の活動を行っている期間に限定することにより、第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を縮減できる。</p>

第3号被保険者制度の見直しに向けた4つの案
(年金改革の骨格に関する方向性と論点)

	考え方	仕組みの概要
【方法Ⅰ】 夫婦間の年金権分割案	様々な生活実態に応じて必要な保障を行う公的年金の機能を確保しつつ、年金給付算定上、世帯の賃金が分割されたものとして評価することにより、夫婦の間で年金権の分割を行い、同一世帯内において個人はそれぞれ負担を行い、給付を受けると擬制する考え方。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2号被保険者と第3号被保険者の夫婦において、保険料負担は、従来どおり、第2号被保険者が勤務する事業所を通じて、その標準報酬に応じた保険料を納付する。 ○ 年金給付については、第2号被保険者の標準報酬が第3号被保険者との間で分割されたものとして評価する。この場合、第3号被保険者は、基礎年金に加えて、報酬比例年金を有する。
【方法Ⅱ】 負担調整案	第3号被保険者に対し、基礎年金という受益に着目した何らかの保険料負担を求める考え方。具体的には、2つの仕組みが考えられる。	<p>《方法Ⅱ－1》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎年金に関する負担について、被用者グループにおいて、応能負担（定率保険料）と応益負担（定額保険料）を組み合わせる。（負担の一部を受益に応じた負担とする。） ○ 例えば、第2号及び第3号被保険者に対して一律に国民年金保険料の半額（現在は、13,300円／2＝6,650円）に相当する定額保険料の負担を求め、残りの費用については第2号被保険者の間で定率で負担する。 <p>《方法Ⅱ－2》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ まず第2号被保険者の定率保険料を第3号被保険者の基礎年金に関する拠出金負担分を除いて設定する。 ○ 第3号被保険者に関する拠出金負担に要する費用を、第3号被保険者を抱える第2号被保険者の間で定率で負担する。

	考え方	仕組みの概要
【方法Ⅲ】 給付調整案	第3号被保険者に対し、保険料負担を求めない代わりに、基礎年金給付を減額する考え方。具体的には、2つの仕組みが考えられる。	<p>《方法Ⅲ－1》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第3号被保険者について国民年金の免除者と同様の取扱いとし、基礎年金給付は国庫負担部分に限る。 ○ 現在であれば、基礎年金給付は1/3となり、基礎年金国庫負担割合の1/2への引上げ後であれば、基礎年金給付は1/2となる。 ○ 第3号被保険者が基礎年金の満額給付を得るために、任意の追加納付制度を設けることも考えられる。 <p>《方法Ⅲ－2》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行制度では、被用者年金の被保険者全体の保険料拠出により、第3号被保険者に関する保険料負担全額を賄っているが、これを保険料負担の一部に限ることにより、基礎年金給付についても一部とする。 ○ この場合、例えば、国民年金の半額免除者と同様の扱いとすると、国庫負担割合が1/2であれば、基礎年金給付は3/4となる。 ○ 方法Ⅲ－1同様、第3号被保険者が基礎年金の満額給付を得るために、任意の追加納付制度を設けることも考えられる。
【方法Ⅳ】 第3号被保険者縮小案	現実に約1,000万人の第3号被保険者が存在していること等を踏まえ、当面、現行の第3号被保険者制度を維持しつつ、その対象者を縮小していく考え方。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 短時間労働者等に対する厚生年金の適用拡大及びそれに伴う被扶養配偶者認定基準の見直しにより、その対象者を縮小していく。 ○ この場合、片働き世帯が共働き世帯よりも相対的に高賃金であることに着目して、標準報酬上限を引き上げて保険料の追加負担を求める一方、現行の標準報酬の上限を超える部分は給付に反映されない仕組みとし、実質的に第3号被保険者に関する保険料負担についての不公平感を縮減することも考えられる。

『社会保障審議会年金部会 年金制度改正に関する意見 平成15年9月 (抜粋)』

Ⅲ. 次期制度改正における個別論点についての考え方

5. 女性と年金

(3) 第3号被保険者制度

○ 第3号被保険者制度は、第2号被保険者に扶養される配偶者(主に妻)の年金権の確立という観点から昭和60年改正において導入されたものである。これにより、1階部分の基礎年金の給付については個人単位の給付とされたが、2階部分の厚生年金の給付は従来どおり第2号被保険者(主に夫)名義のままとなっている。

その後、女性の社会進出や世帯類型の多様化などを受け、片働き世帯と共働き世帯・単身世帯との間の給付と負担の不公平の問題が指摘されることとなった。

○ 現行制度においては、片働き世帯と共働き世帯について、夫婦の標準報酬の合計額が同じであれば夫婦2人でみた保険料負担も年金給付も同額であり、世帯単位で見れば、給付と負担の公平性は保たれている。しかしながら、第3号被保険者が、直接の保険料負担はなくても基礎年金給付を受けられることについて、個人単位でみて給付と負担の公平を図っていくという観点から見直すべきであるとする考え方がある。あるいは、世帯単位でみた場合の給付と負担の公平を維持しつつ、個人単位化を進めるべきであるという考え方もある。

○ 本部会の議論では、前述の(1)の観点に立つ場合であっても、少なくとも就業形態の多様化等の状況を踏まえ、基本的には短時間労働者への厚生年金の適用拡大等により、第3号被保険者を縮小していく方向性については一致した。

ただし、現実の第3号被保険者の短時間労働者としての就労状況からみて、現時点での縮小効果は小さいとの意見があった。

<年金分割案>

・ さらに、前述の(2)の観点に立ち、現行制度における世帯単位での給付と負担の均衡を踏まえながらも、できるだけ個人単位での給付と負担の関係に向けて整理していくという考え方から、「年金分割案」(第2号被保険者が納付した保険料について、給付算定上夫婦が共同して負担したものとみなすこととして、納付記録を分割しておき、この記録に基づき夫婦それぞれに基礎年金と厚生年金の給付を行うこととするもの)も、女性の貢献が目に見える形になり、現段階における一つの現実的な案であるという意見があった。

・ この場合、第3号被保険者であった者が就労すれば、分割された納付記録に自らの実際の就労による納付記録が継続され、年金保障は充実していくこととなる。

この第3号被保険者期間についての年金分割案は、男女が格差なく働ける社会が現実のものとなり、分割によらなくても、第2号被保険者として自らの就労により負担し給付を受けられることが一般的となるまでの過渡的なものとして位置付けられるべきであるという意見があった。

- ・ なお、年金分割案については、将来受給権として発生する年金権は一種の財産権であり、納付記録を分割される側への十分な情報提供と同意を得るための仕組みが必要との意見があった。
一方で、分割を認めることとした場合でも、実際には負担することなく基礎年金が支給される点は変わりがない、離婚しない大多数の夫婦にとって、年金を分割する意味はあまりないとの意見があった。
また、第3号被保険者に限定した年金分割だけでは理解が得にくいのではないか、共働き世帯等についても分割を検討していくべきではないかとの意見があった。一方で、婚姻継続中の分割については、その必要性や夫婦間の財産関係についての他の社会制度との整理について問題が多いとの意見があった。

<負担調整案>

- ・ また、前述の(2)の観点に立ちながらもより公平性に配慮した場合、基礎年金という受益に着目した一定の負担を求める「負担調整案」が考えられる。この場合、現実に第3号被保険者も保険料を負担して給付を得るものであり、共働き世帯や単身世帯との不公平感を是正する上で現実的という意見があった。
一方で負担調整案については、応能負担という厚生年金の原則を変更するのは不相当である、また、世帯の合計賃金と同じでも、片働き世帯にだけ特別な負担を求めると共働き世帯よりも保険料が高くなるので公平ではないという意見、事業主の負担や保険料徴収事務の問題があるとの意見があった。

<給付調整案>

- ・ 同様に、(2)の観点に立ちながらもより公平性に配慮した場合において、受益に応じた負担が現実に困難であれば、基礎年金の給付をある程度減額する「給付調整案」が考えられる。
給付調整案については、第1号被保険者の負担との公平性からみて適切であるとの意見がある一方で、全国民共通のものとして高齢期の基礎的費用を賄う基礎年金の趣旨に反するという意見があった。
- 本部会においては、見直し案のそれぞれについて各委員から様々な観点から多様な意見が出される中、第3号被保険者制度の見直しについて、将来を展望し、ライフコースの多様化に対応できる方向で見直しに取り組むべきであるという意見が多かった。
- その見直しに当たっては、男女を問わずライフコースの中で育児、介護その他の事由から被扶養配偶者となる時期は誰にも生じうるものであり、働いて第2号被保険者となっている者や第1号被保険者と、第3号被保険者期間にある者とを対立するものであるかのようにとらえることは適当ではない。生き方、働き方の個々人の多様な選択と移行に年金制度も円滑に対応していけることを基本に見直しを進めるべきである。
- なお、第3号被保険者制度の在り方は、基礎年金制度をどのように見直していくかという問題と関係しており、税方式化する場合は問題はなくなる、報酬比例方式化する場合には無・低年金を防ぐ年金分割案が意味を持つ、という意見があった。

『持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて(厚生労働省案) 平成15年11月(抜粋)』

第4章 多様な生き方、働き方に対応し、より多くの者が能力を発揮できる社会につながる制度

4. 女性と年金

女性と年金に関わる課題については、女性の社会進出、就業形態の多様化等、個人の生き方、働き方の多様化に対応した年金制度とし、また、女性自身の貢献が実る年金制度を実現する観点から、必要な見直しを行う。

見直しに当たっては、今後、国民皆年金を維持することを前提としつつ、男女が格差なく働ける社会が現実のものとなることを展望して、できる限り一人一人が負担能力に応じて保険料を納め、その拠出に応じた給付を受けることにつながる仕組みとなることを目指す。

以上のような将来展望の下、第3号被保険者制度や離婚時の年金分割、遺族年金制度の見直しについて、整合性のとれた見直しを行う。

- 短時間労働者への厚生年金の適用拡大により、第3号被保険者を縮小していく。
- 現行制度における世帯単位での給付と負担の均衡を踏まえながら、できる限り個人単位での給付と負担の関係に向けて制度を見直していくという観点から、年金分割を導入する。
- 離婚時に厚生年金の分割が可能となる仕組みを創設する。
- 遺族年金制度について、自らの保険料納付が反映される制度への見直し、子のいない若齢期の遺族配偶者に対する給付を5年とするなどの見直しを行う。

(1)第3号被保険者制度の見直し

- 第3号被保険者制度は、第2号被保険者とその者に扶養される配偶者に係る給付について、1階部分の基礎年金については個人単位の給付とし、2階部分の厚生年金の給付は第2号被保険者名義のものとしている。
- 現行のこの仕組みでは、世帯単位で見れば、給付と負担の公平性は保たれている。
しかしながら、直接の保険料負担はなくても基礎年金給付を受けられることについて、個人単位で見て給付と負担の公平を図っていくという観点から見直すべきとする考え方がある。
また、世帯単位で見た場合の給付と負担の公平を維持しつつ、個人単位化を進めるべきとの考え方もある。
- この問題については、まず、就業形態の多様化等の状況を踏まえ、短時間労働者への厚生年金の適用拡大により、自ら負担しそれに応じた給付を受ける者を増やしていき、第3号被保険者を縮小していく。

<第3号被保険者期間についての年金分割案>

- 現行制度における世帯単位での給付と負担の均衡を踏まえながら、できる限り個人単位での給付と負担の関係に向けて制度を見直していくという観点から、また、女性の貢献が目に見える形になるということから、年金分割を今回改正で導入することが考えられる。
- この仕組みでは、第2号被保険者が納付した保険料について、給付算定上夫婦が共同して負担したものとみなすこととして、納付記録を分割し、この記録に基づき、夫婦それぞれに基礎年金と厚生年金の給付を行うこととなる。
- この場合、第3号被保険者が就労すれば、分割された納付記録に自らの実際の就労による納付記録が継続され、年金保障は充実していくこととなる。

※ なお、第3号被保険者制度の見直し案としては、以下の負担調整案や給付調整案といった案も議論されてきている。

<負担調整案>

- 個人単位で給付と負担の公平を考えることを徹底していった場合、第3号被保険者について基礎年金が給付される受益に着目した一定の負担を求める案が考えられる。
- この案については、応能負担という厚生年金の原則を変更し、受益に応じた負担を求めることが妥当かという問題、世帯単位での給付と負担の公平が崩れる問題、追加負担分についての事業主負担や保険料徴収事務の問題などがある。

<給付調整案>

- 受益に応じた負担が困難であれば、基礎年金の給付をある程度減額する案が考えられる。
- この案については、全国民共通のものとして高齢期の基礎的費用を賄う基礎年金の趣旨に反するなどの問題がある。

- 「有識者調査」や「公的年金制度に関する世論調査」(平成15年2月実施)では、世帯単位で給付と負担を考える考え方が多い。

このような中で、今回改正では、世帯単位で見た場合の給付と負担の公平は維持しつつも、今後、男女が格差なく働ける社会が現実のものとなり、自らの就労により負担しそれに応じた給付を受けられることが一般的となる社会を展望し、個人単位での給付と負担の関係に向けた見直しとなる年金分割制度を導入する。

※ 第3号被保険者期間についての年金分割の具体的な仕組み

- 具体的には、婚姻期間中の分割であり、世帯での給付額をできる限り維持するため、夫婦がともに65歳に到達した時点で年金の分割の効力を発生させることを基本とする。また、保険料納付記録の分割は、今後の第3号被保険者期間について行うものとする。

『平成16年年金制度改革について 与党年金制度改革協議会 平成16年2月(抜粋)』

4. 女性と年金

(1) 第3号被保険者期間の厚生年金の分割

第3号被保険者制度の在り方は、世帯単位での給付と負担の仕組みが設計されている厚生年金の基本的な考え方などに深くかかわる問題である。

この問題を考えるに当たり、被扶養配偶者を有する厚生年金の加入者が負担した保険料は夫婦で共同して負担したものであり、被扶養配偶者にもいわば潜在的な権利があることは基本であるが、当面、離婚時など分割の必要な事情がある場合に分割できることとする取扱いとし、女性と年金の在り方について、更に検討を深めることとする。

このような認識に基づき、第3号被保険者被保険者期間(施行後の期間)については、離婚した場合又は配偶者の所在が長期にわたり明らかでない場合など分割を適用することが必要な事情があるものとして厚生労働省令で定める場合、その配偶者の厚生年金(保険料納付記録)の2分の1を分割できるものとする。